

# 平成19年第1回板倉町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年3月5日(月)午前9時開議

日程第 1 一般質問

---

○出席議員(15名)

1番	市川初江さん	2番	野中嘉之君
3番	黒野一郎君	4番	宇治川利夫君
5番	青木秀夫君	6番	石山徳司君
7番	鈴木敏夫君	8番	石山甚一郎君
10番	秋山豊子さん	12番	青木佳一君
13番	塩田俊一君	14番	荻野美友君
15番	根岸与士雄君	16番	川田安司君
18番	古橋泰治君		

○欠席議員(なし)

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	針ヶ谷照夫君
教育長	今村好市君
総務課長	小荷田武君
税務課長	野澤清君
企画財政課長	小野田吉一君
産業振興課長	小林正次君
建設課長	櫻木秀男君
福祉課長	大澤静江さん
町民生活課長	荒井英世君
都市開発課長	小野田国雄君
環境課長	北山俊光君
上下水道課長	前沢君男君
会計課長	小菅正美君
教育委員会 事務局 会長	田口茂君
農業委員会 事務局 会長補佐	山口秀雄君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	栗 原 光 実
局長補佐兼 庶務課長	蓮 見 恵 子
課長補佐兼 行政防災係長兼 議会事務局書記	川 嶋 忠

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（古橋泰治君） おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（古橋泰治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
地方自治法第121条の議事説明員に変更がありましたので、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

---

○一般質問

○議長（古橋泰治君） 本日の会議は一般質問です。  
通告順に従いまして質問を許可いたします。  
通告1番、青木秀夫君。  
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 5番（青木秀夫君）登壇 ]

○5番（青木秀夫君） おはようございます。5番、青木です。よろしく申し上げます。早速通告順に従って、質問に入りたいと思います。

よく今新聞で騒がれている安倍内閣発足以来、重要政策の目玉として教育改革、特に公教育の再生というのが強く打ち出され、連日のごとくマスコミを初めいろんなところで議題が議論されているようです。この安倍内閣が目指している公教育とはいったい何なのでしょう。この地方分権という大きな流れに反して、中央集権化というか、戦前のような国家統制の教育に近づけたいというようなもくろみが何となく透けて見えて、非常に心配といいますか、不安なところが見受けられます。この教育改革については、歴代の内閣でほとんどが教育改革というのをテーマに挙げるのですけれども、皆とんざして、うやむやになって、結論が出ていないと。またその焼き直しかなという気もするのですけれども、現在でもいろいろ教育問題については中央教育審議会だとか規制改革会議だとか、いろんな論議する場があるわけですが、そういう中でこの教育改革について、教育再生という看板を掲げて公教育の再生ということをやっているわけですが、この公教育の再生とは一体どのような範囲を想定しているのか。この公教育の範囲について、教育長はどのように認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 教育長、今村好市君。

[ 教育長（今村好市君）登壇 ]

○教育長（今村好市君） 公教育の範囲なのですが、認識の範囲で考えますと、義務教育の範囲かなというふうに認識をしております。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 義務教育といっても設置者が国立の小中学校もありますし、あるいは私立の小中学校も最近増えていますし、俗に言う市町村立の義務教育。安倍内閣が言っているのは、そのどの部分を指し

て公教育と言っているのか。教育長というか、この教育界ではどのようにそれをとらえているのか、お伺いしたいのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） いわゆる公立の小中学校というふうに認識をしております。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） そうしますと、私立とか、あるいは国立も公立なのですけれども、そこら辺の小中学校を除いて、そこを念頭に置いて公教育というふうに言っているというふうに理解しているのでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） 広い意味では先ほど申し上げました義務教育全部入ると思うのですが、今回の安倍内閣が改革を目指しているのは、特に公立の小中学校というふうに認識をしております。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） もしそうであるならば、この公教育の再生というのは見当違いも甚だしいと私は思うのですけれども。公教育の荒廃を招いているのは、国立とか私立の小中学校の存在にあるのではないかと私は思うのです。

もっと具体的に言えば、こういう存在が受験の低年齢化あるいは塾通いとか、公教育のさまざまな問題を引き起こす最も大きな要因となっているのではないかと私は思うのですけれども。この国立、私立の小中学校の存在が、国立でも全国に七、八十校、今あるのでしょうか。100校はないかもしれない。私立だって今250ぐらいあるとか、もう300になるとかって、そういうようにそういう存在がこの公教育の荒廃を招いているというのではないかと思うのです。

どうしたら公教育の荒廃を改めるかといいましたら、やはり文部省の高級官僚なんていうのは全部とやっていいぐらいそういう学校に入れて、普通の公立学校に入れていないのです。ですから、まずそういう人たちが率先して普通の市町村立の公立の学校に入れるという模範を示すことが、この公教育の再生の糸口というか、かぎになるのではないかと私は思っているのです。

そこで、公教育の再生をうたっているこの教育再生会議が心配している学力とは、一体全体何を指しているのか、私はわからないのですけれども、今のこの日本の義務教育の学力低下が日本の衰退あるいは没落を招くのではないかと心配しているのでしょうか。今小学生の学力は、私たちというか、みんなほかの人もなっているのですけれども、私たちのころに比べると格段にまさっているのではないかと私は思うのですけれども、教育長は今の教育の現場を見まして、今の子供たちの学力はそんなに落ちていて心配だという認識を持っているのでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） 特に板倉も含めてなのですが、板倉の子供たちも学力が非常に低下しているという認識は持っておりません。以前から比べると、確かに子供たちの学力は相当いろんな面でついているのかなというふうに思っています。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 私もそんなふうに見ているのですけれども、この学力といっても、基準といっても、これはいろいろあって、ワンパターンで判定しては私はいけないと思うのです。野球で言えば、草野球もあ

ればプロ野球があるように、この学力というものにとっていろいろな基準があってもいいのではないかと思うのです。

この教育再生会議の会長である野依教授は、あれノーベル賞の受賞者ですね。ああいう吸い取り紙のような人が、普通の人と能力とか何か想定できないと思うのです。そういう人が教育再生会議の会長を務めておられるわけです。野依会長のような学力と普通の人と比べる学力は、質、基準が違っているはずなのです。その違っていることを前提にこの学力も本当は論議されるべきなのでしょうけれども、果たしてどうなのでしょう。公立学校の普通の子供が対象のはずなのですけれども、そういう普通の子供をよく理解できないような人が公教育を議論する責任者になっているのは、本当にこれは問題があるのではないかと思うのです。よく国際比較すると、よく新聞に出ていますけれども、年々学力低下しているというデータがあるようですが、本当にそうなのでしょう。日本は今国際舞台で、特に経済活動では世界じゅうを席卷して、日本の輸出が世界じゅうを困らせているというのが、これはだれでも知っていることなのです。その日本人の力の原動力となっているのは、やはり日本の義務教育の成果があったのではないかと私は思っているのです。これ以上学力を望むということに理解に苦しむのです。それよりもっとゆとり教育を推進して、多様化した学力の充実に努めるべきだと思うのですが、教育長はその辺どのように見解を持っているのか、お伺いしたいのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） 今回の再生会議についてはゆとり教育をひとつ見直そうという方針が出ているようでございますが、先ほどご指摘の学力というのをどこをとらえて学力かという部分については、当然ゆとり教育については総合的な学力ということで、知識も確かに必要であります、思考力だとか表現力だとか意欲だとか、そういうものも含めて学力として見ていこうというスタートでゆとり教育がスタートしております。しかし、いろんな学力を判断する状況において、やっぱり知識というのはペーパーテストで学力が判断できますので、そちらにどうしても目が向きがちであると。ゆとり教育はまだ始まって何年もたっておりませんので、そのほかの表現力だとか意欲だとか、そういうものをではどういう形で判断をして、学力がつかどうかというのを見るのはなかなか難しい状況にあります。

今国が進めようとしているのは、確かにご指摘のとおり、知識の部分、いわゆる基礎、基本の部分のテストで判断できる部分の学力についてどうするかという議論をしているようなのですが、まだゆとり教育の結果が余り出てない状況でありますので、その辺については私としてはしっかりと見ていくべきかなというふうに思っております。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 多様な教育とか、価値観の多様化とかという言葉が頻りに使われております。しかし、現実はどうかと言えば、価値観の多様化という言葉に逆行して、価値観の単一化、画一化というのがますます進行しているような気がするのです。それがやっぱり教育の荒廃を招く大きな原因になっているのではないかと思うのです。特に教育分野においてはこの価値観の画一化、単一化の傾向が強まっていると言っているのではないのでしょうか。

本来は幼児期から年齢が上がるにつれて価値観も細分化されることが望ましいのですが、現実には子供に期待する親心は大河の形成のように価値観の画一化に向かっていっているのが事実だと思うのです。保護者が

望んでいる教育は、皆単一化した、画一化したものを望んでいるというふうに私は受けとめているのですが、その保護者の期待に対して学校といえますか、教育長は学校を管理する人としてどのようにこたえようとしているのか、またそれをどのようにとらえているのかお伺いしたいのですけれども、教育長の私見を交えた姿勢を、考え方を伺いしたいのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） 当然価値観は多様化して、いろんな総合的な力をつけていくというのが確かに必要だというふうに思っております。今保護者の求める学力というのが、やはりどうしても高校入試、大学入試等に向けて、それを第一段階としてはクリアなくてはならないという部分がありますので、やはり基礎基本、ペーパーテストではかれる学力というのも相当保護者としては期待をしているところかなというふうに思います。それは当然学校でありますので、基礎基本はやっぱりしっかり学ぶというのが大事でありますから、それはしっかりやっていくということが続けております。

特に平成14年、教育課程が大幅に変わりまして、約3割授業時間数、教科書が薄くなってきております。そういう大幅に触れるというのは教育は余りいいことではないというふうに考えまして、当板倉については平成15年からいろんな手だてをさせていただきました。特に家庭学習の充実ということで、学習時間を確保するということだとか、土曜スクールを開校しているとか、公民館でやっぱり学習支援をするとか、国が偏った部分、その部分は町としてはきちんと補っていかうということで、学校も地域もいろんな方の力をかりて対応させてきていただいております。そういうことで、そんなに急激な板倉の子供たちは変化をしていないのではないかなというふうに思っております。それが公教育のやっぱり一番大事なことかなというふうに認識をしております。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） やっぱり保護者が期待する学力を、今存在している私立とか、あるいは国立の小学校はどうかと思うのですけれども、特に私立の小中学校を除いたこの市町村立の小中学校で達成することは相当の工夫、努力が必要かと思うのです。ああいう小さいときから予備校のような学校と普通の学校で競争したって、これは到底勝負にならないわけですから、親の希望にこたえるというのは非常に難しいことだと私は思うのです。その上に、もう既に県内でも前橋に県立の中高一貫校なんていうのが開校していますし、近々伊勢崎市でも前橋市でも市立の中高一貫校を開校するようなことがよく言われております。隣の佐野市でも来年から中高一貫校を開校するようですし、公立がさらにこういう学校をつくるということは、教育の二極化というのは地方にも確実にやってくるのではないかと思うのです。板倉町は無関係だなんて、そういうエリアに入っていないから大丈夫だなんて言っている場合ではないと思うのです。

この教育の二極化とは、やがてそれが経済の二極化に連動し、固定化されると、やっぱりアメリカ社会でも実証されているような不安な犯罪社会といえますか、そういう犯罪社会をつくり出すことは、これ必至だと思うのです。そうすると、もうそうなってからでは手おくれですね。そうならないうちに本当はこの二極化対策を講じるべきではないかと思うのです。その二極化対策をこの小さな板倉町で始めるのですよ、教育長、町長。保護者と学校と行政が町ぐるみで推進してみたいかと思うのです。よくテレビでブラジルというと大泉町がよく出てきますね。それと同じように二極化教育といったら、板倉町の針ヶ谷町長の顔がぱっとNHKのテレビに出るような、そういう町の存在にしてみると。小さい町だからこそ私はできるのだ

と思うのですけれども、具体的な中身はともかく、そういう意欲、意気込みを持ってやっていただきたいと思うのですが、町長、ひとつ教育長にかわってその二極化対策をやりますよというようなことを宣言するとか、述べていただけないですか。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほどから教育再生会議の話が出ておりますが、私も実はこの関係についてはちょっと心配している一人でもあります。どうも最近の教育再生会議もそうなのですが、見てみますと、何か地方分権とは裏腹に国が地方をコントロールしているのではないかと、そんな気がいたしますし、また今国が進めている競争社会、これをそっくり教育にも押しつけてきているのではないかというそんな気がしてなりません。

例えば今度の第1次報告なんか見ていまして、先ほど話があったように、ゆとり教育を見直して、そして授業時間を増やすとか、あるいは全国学力テストをやって競わせるとか、そういうさまざまなことが出ておりますので、それらを考えていくと本当にどうなってしまうのかなというふうに変な心配をいたしております。その中で先ほどから二極化という話もございましたが、さっき教育長が答えたように、要するに国の思わしくない面はやはり地方で是正していくと、こういったことが基本的には大事なかなというふうに考えておりますので、今お話があったように、二極化を防ぐためにも板倉町はより努力をしなければならぬと、基本的はそう考えております。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 教育の二極化対策のかぎは、やはり私はゆとり教育ではないかと思うのです。基礎基本の徹底化、これさえあれば何とか人間は生きていけるということで、英語などに充てる授業時間があるのであれば、読み書き漢字の習得に当然充てるべきではないかと私は思うのですけれども、ことわざにあるように、二兎追う者一兎も得ずと言うとおり、欲をかくとかえってそれが100点をとりにいって零点になるということにもなりかねないわけです。難しい数学や英語よりも、やはり読み書きそろばんというのが、これが基本中の基本で、いかなる時代、いかなる社会にも一定の漢字能力を備えていれば、私は生きていくことができるのではないかと。余りにもいろんなことをやることによって、人間人それぞれ能力には限界がありますので、やはりかえってある能力をうまく引き出せないということにもなるのではないかと思うのです。漢字の読み書きをまず訓練すること。よく古橋議長なんか言われるように、それから、次のステージが読書だと思うのですよ。それから、その次のステージが外国語を覚えると、英語を覚えるということも大切になってくるのであって、やはり物事には順序があるのではないかと思うのです。義務教育の目的は、将来国際会議に日本を代表して出席するような人を養成する機関でも何でもありません。普通の人、普通の社会生活を営む上で必要不可欠な力を教え、育てることに大きな目的があるわけです。

この間すぐ近くの東小学校で聞いたのですけれども、東小学校では平成19年から各学年に読み書き計算という各学年の独自の検定表をつくって、それに1級から10級とかという級別につくって、それを小まめに子供たちに習得させて、励みを持たせてやらせようという計画をしているようですが、教育長も当然聞いているのではないかと思うのですけれども、こういうことが小学校教育なんかでは非常に大切なことだと思うので、ぜひこういうシステムを一つの小学校だけではなくて、ほかの学校にも普及していくと、できれば中学校にもそういうことを持っていくと。漢字の読み書きができれば、受験にも、あるいは英語にも役立つわけ

です。漢字の読み書きのできない人は、英語なんかできるようになりませんよ。

英語、英語といって一昨日あたりの新聞にも県内でもほとんどの小学校で英語の授業を、時間数は大したことないのしょうけれども、取り入れていると。保護者の希望といたしますのは、先ほど言ったように、英語をやった方がいいか悪いかというと、80%ぐらいはやってほしいという要望がこれは多いのは当然だと思うのですが、実際英語なんて覚えたって必要な人がどれだけいるかと。大体覚えられない、その前に。覚えられないし、覚えたってあんなもの使っている人は日本じゅうで1万人ぐらいなものですよ。できる人は100万人ぐらいいるかもしれないですよ。だけれども、要らないのですよ、英語というのは。ですから、ぜひ義務教育では国語教育、特に漢字の読み書きを徹底化してあげると。それが力の源泉だと思いますので、小さな町だからできるのではないかと思うのです。教育長の権限でいろんなうさ存在の人もいないと思うので、独断でできるのではないかと思うので、ぜひ町長とも相談して、やっぱりやりたいことをやった方がいいと思うのです。ある権限を使わずにしまっておくなんてことはしないで、ぜひそれを進めていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） 毎回青木議員さんにはご指摘をいただいておりますが、これは教育委員会も学校長の会議も、確かに基礎基本の一番大事なことだということで認識しております。では、具体的にどうやるかという話で、今東小学校はそういうことで来年度から始めると。もう北と南については漢字マスターファイルというのを学校の教員独自でつくって、それを学年ごとにやっていくと。南小学校等については、ある程度クリアできた部分を今度は校長室に来て校長が問題を出して、できたら丸をくれるというような、子供たちが励みになるような仕組みを各小学校やってきております。中学校については漢字検定を受ける子供が年々増えてきておりますし、そういう仕組みも具体的に学校独自で考えてやってきておりますので、より一層その辺については力を入れていきたいというふうに思います。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 次に、今までに私がこの場で質問しまして、それに対してたびたび検討するとか、プロジェクトチームを立ち上げたいという趣旨の答弁をいただいております。その後、その進展状況について、あるいは経過、結果について確認しなかったのは、これは私の怠慢であったという以外の何物でもなかったと思うのです。そこで、これらの答弁について、時間の許す限り幾つか確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、平成17年の12月の議会で、医療費の通知制度の周知について質問しました。そのとき荒井課長は、医療費の節減に役立っているの、一工夫した通知方法を検討したいと答弁しておるわけですが、その後どのような検討をし、どのような結果となっているのか、伺いたいのですけれども。よろしく願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

○町民生活課長（荒井英世君） お答えいたします。

医療通知の周知の関係なのですけれども、こちらの方で医療通知を出す中に、文面の中に、例えば自分のかかった診療と医療の通知の出す内容ですが、それを確認していただきたいという形で、それが文面上だけ入っております、通知の中に。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） それを追加したのですか。これは非常に簡単なことなので、お金もかからないで、周知徹底化すべきだと思うのです。これ年4回ですか、はがきで通知するわけですけれども、すぐにでもこれはできるわけですから、より一層通知に工夫していただきたいと思うのです。この医療費の通知制度は、全国的に言えば何兆円もの医療費削減になっていると言われておるわけです。この制度導入に日本医師会が大反対したぐらい、一番嫌な仕組みなわけです。この医療費通知はそれをより一層徹底していただきたいと思うのです。

続けてお聞きしますけれども、これはまた別の機会にお聞きしたのですけれども、レセプトのチェックです、点検です。それに今まで何度も私質問しておるわけですけれども、そのレセプトチェックの改革に荒井課長などは非常に消極的なように見えるのですが、背後に何か圧力というか、指示というか、そういうものがあるのではないかというふうにも見受けられるぐらい、かたくなにレセプトチェックに対して改革しようというのが見受けられないのですけれども、非常に不思議でならないわけです。ですから、日本医師会が一番嫌っている医療費の通知制度を初め、レセプトチェックについてより一層工夫していただきたいと。

何か近々レセプトチェックも板倉町単独でなく、広域的な形でシステムをされるように聞いておるわけですけれども、広域化されるからといって、もう板倉町は関係ないのだというようなことでなく、やはりできる限り医療費削減に努力しなければいけないと思うのですけれども、その辺のところは課長、何か背後に圧力だとか、指示とか、そういうものを感じて、レセプトチェックの改革を拒否しているのでしょうか。ちょっと明確に答えてください。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

○町民生活課長（荒井英世君） レセプトのチェックの関係ですけれども、そういった圧力とかそういったものは一切ないのですけれども、ただ私改革を拒否しているというのではなくて、確かにレセプトのチェックは医療費の適正化の中で大変重要なことです。したがって、その改革というか、内容点検、その辺に重点をかけて、年間の事業計画の中でやっております。ちなみに、16年度と17年度のレセプトの実績ですが、それ比較したのですけれども、17年度につきましては実績が実際上がっております。したがって、いろんな意味で内容点検ですが、それをかなりやっているとします。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 実績が上がっていると言いますが、あれは実績ではないのですよ、あんなの。実績のうちに入らない。これ16年の3月の議会に、板倉町の独自の国民健康保険の審査体制の強化策についてという質問に対してこういうふうにご答えているのですよ。レセプト審査に精通する人に指導をお願いしたいと。今後専門家に来てもらい、研修を積みながらプロジェクトチーム等の編成を検討していきたいと答弁しておるわけですが、この国民健康保険財政を預かり、高齢化社会に向かって医療費の膨張抑制策に、国保税の値上げ阻止に努力しなければならない板倉町にとっては、これは当然の対策だと思うわけです。ところが、そういう形跡は全く見受けられません。先日の3月の補正予算でも、1億円もの補正を組んでいるのです。そのもとの額は6億7,000万円から7億7,000万円に、1億もの医療費の追加策を3月ですよ、今年度はもう幾らもないのですよ。3月にしているぐらい増額しているわけです。こういう現実があるわけですから、やはり医療費の増加策に対する策は、これは真剣に取り組んでいただかないといけないものだとは私思っているのです。何か荒井課長の今までの答弁を聞くと、このレセプトチェックをするということは悪、悪いことを

しているというような観念を持っているのではないかと思うほどかたくなに改革拒否しておるわけですが、そういう考えはお持ちでないですか。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

○町民生活課長（荒井英世君） ございません。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） あるとは言えないでしょうね。では、ぜひひとつ引き続けて広域化になるといっても板倉が保険財政を預かっているわけですから、全力を挙げて努力していただきたいと思うのです。

次に、平成18年の3月の議会において、私が企業局の協力を得て駅前の商業地に町主導の貸し店舗のような投資事業を検討する考えはないかと、できないかという質問に、町長もニュータウン事業も何らかの方法が見つければ投資もやぶさかでない。ただ、貸し店舗が埋まるという見きわめが難しいので、県と連携をとりながら検討していきたいという趣旨の答弁をされております。

今地方のこの中小都市から中核都市まで、既存の商店街の衰退は見るも無惨という言葉がぴったりと言えらると思います。中心商店街のゴーストタウン化の流れは、行政のいかなる力をもってしても、これはとめることはもうできないのではないかと。いかなる行政の力を加えても、中心街活性化策はいずれでも空振りというのが実情のようです。この板倉町でもあそこにあったファミリーブックも既に閉店になっております。あのそばにあるフジマートというのも何か閉店といううわさを聞いております。こういうのが状況下にあるわけですから、この未完成の板倉東洋大駅前商業地にリスクをとって進出する業者というのは非常に難しいかなと思うのです。

今企業局主催でまちづくり座談会というのが開いておるわけですが、それに2人の小野田課長も出席しておるわけです。一般の住民と座談会をやっておるわけです。そこで、先日販売センターの報告によりますと、いろいろな業種に出店をアプローチというか、持ちかけたところ、全く反応がないという報告がされております。これは、小野田都市開発課長もあの席に同席していたから聞いていますね。明確に見込みは全くないと、お先真っ暗だという報告をされております。この駅前商業地の活性化はかなり困難と思われるのです。10年後も今の状態というようなものが続くかもしれません。深刻ですね。悲観的な見通しを立てれば、現在よりも後退という予測にもなりかねませんね。ふれあい通りにある板倉クリニックの隣にある朝日野薬局というのがありますね。あそこ売却しましたよ、もう。東京に帰っていくそうです、3月中に引っ越すと言っていました。これが現実ですから、この駅周辺の商業地をニュータウン計画時にあるあの絵のようなパンフレットにあるような町にすることは、到底もう無理かと思うのです。ですから、せめてああいう夢のような計画はもう修正、修正ではない、もう大転換して、せめてこの駅前にどんな貧弱な貸し店舗でも結構ですから、早急に企業局と連携して、5,000万から1億円程度のリスクを負うことを早急に真剣に取り組んでいただけないものかなと私は思うのですけれども、財政難とはいえ、今こそ行政の力を発揮する、また発揮しなければならぬ時期かなと思うのですけれども、ひとつ町長にお答えいただきたいと思うのです。

企業局の決算内容とか、含み資産だとか見ますと、まだまだ優良企業のように見えるのです。見えるのですよ、中身が変わらないから。決算書から見ますと、1億や2億はその気になれば容易にひねり出せるというような感じもするわけです。町の情勢は財政もそれに比べるとよくないとは言いましても、一般の民間の企業決算なんかには比べれば、板倉町の財政なんかはまだいい方だと思うのです。破綻なんていう心配をして

いる人もいるようですが、板倉財政の破綻なんて言う人も。まだ破綻までは随分遠い、破綻という領域にはまだ随分遠い先かなと思うのですけれども。そこに小野田課長が財政運営の責任者である限りは当分安泰ではないかと私は思っておるわけです。ですから、ニュータウンの計画時のあの夢のようなパンフレットは忘れて、もっと現実的になって、あの駅前にどんなことでもいいから明かりをつけていただけるような策をつけないと、10年後も今の状態のまんまかもしれませんよ。ですから、その辺のことも軌道修正して、町長、企業局にハッパかけて、何とかならないでしょうか。

それと、この前小野田課長から説明を受けた留保財源という何か隠し財産みたいなものがあるようですし、ああいうものの運用というか、転用と申しますが、そういうことも含めて思い切った策。これは投資ですから損するわけではないですよ。リターンも期待できるわけですから。その辺のことも含めて、小野田課長が先に答えてください。その後町長、お二人、投資についての町の姿勢、企業局と相談してしっかりやりたいという考えをいただきたいのですけれども。よろしくお願いします。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

○企画財政課長（小野田吉一君） 議員さんがおっしゃる財政については、そんなに危機的な状況ではないとおっしゃいますけれども、我々財政を担当している者にすれば危機的な状況にもう入ってしまうというふうに認識しています。ですから、この間21日の議員さんへの説明の中でも、19年度にきちんとそういったものを見きわめて、今後の板倉町のあり方というものを皆さんと一緒に相談をしていきたいと思いますというふうに申し上げました。

今ニュータウンの関係ですけれども、やはりニュータウンの事業をどんな形でも先へ先へと進めることが、やはり宅地があそこにあるわけですので、宅地がやはり税の源ですので、その辺の分譲の促進というのは当然必要になると思います。それを毎回板倉町のこの議会の中でもいろんな議論をさせていただいていますけれども、やはりそこには企業局という群馬県があるわけですので、その群馬県の企業局と連携をせざるを得ないということと、それとどんなことを企業局の方に提案を町からできるのかということもある程度町の考え方をまとめて、相手方にぶつけることも必要かなというふうには思っています。ですから、商業地についても今議員さんから朝日野薬局が撤退するようなお話も、我々そういったこともまだ聞いておらないのですけれども、そういった状況になっているということであれば、ニュータウンに魅力がないということでの撤退だと思しますので、当然県の方ともそういったことも含めて、今後の検討課題の重要課題として取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っています。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほどからご指摘がございましたように、多くの都市で中心市街地、商業地区の関係が非常に今衰退していると。まさにそのとおりかなと思っております。ただ、板倉ニュータウンにつきましては確かにご指摘のように、ほうっておきますと恐らくなかなか店舗が入ってこないのではないかと。そういう懸念がありますので、それらを考えますと何とかしなくてはならないということは現実にあるわけがありますので、実は近くまた企業局と相談する機会がございますので、その中では当然その話は話題として出していきたいと、そのように考えております。ただ、貸し店舗がいいのかどうかというのは非常に判断が難しいわけでありましてけれども、いずれにしても何らかの対応策は必要であるというふうに考えておりますので、それらも含めて企業局と積極的に話し合いをしていきたいと、そう思っております。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 計画時のようなまちづくり、あれを考えていますと、駅前一等地だから、何かああいうふうに絵のようなものを想定してまちづくりしたいという考えがあるのはわかるのですが、それを考えていると100点とりにいって零点と、あるいはマイナスだと、マイナス100点ということにもなりかねないものですから、10点でも20点でもいいからどんなものでもあそこにつくって、状況が変わればそれは撤去すればいいわけですから、そのぐらいのリスクを負うことも、今は民間の力を待っていたのでは到底無理かと思えますので、こういう時期こそ行政の力、行政は何も利潤を追求する団体ではございませんので、税金を投入するということでもいろいろほかにもそういう政策的にやっていることは多いわけですから、ひとつ利潤追求することだけの団体ではないのですから、そういう公共性ということを含めて、前向きにリスクを負うということも含めて検討していただきたい。そうしないと、軌道修正ぐらいではなくて、方針の大転換をしないと、古い計画時の構想をいつまでも引きずっていくと、いつになってもあの状態ということも考えられますので、ぜひその辺は大胆に町長の方からも企業局に働きかけて、企業局の財布は大きいですよ、深そうですよ。ですから、そんな困難ではないと思えますので、ぜひ働きかけたらいいと思います。それでもだめだったら、先ほど小野田課長が厳しいという板倉町の財政からでも資金を捻出するという2段構えでぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、よろしく願います。

時間もあるようですから、一つ通告にないことを聞かせていただきたいのですけれども、質問通告になかったのですけれども、ちょっと小荷田課長にお伺いしたいのですけれども、防犯灯のことについてお聞きしたいのですけれども、主として通学路に防犯灯というのが設置されているのだと思うのです。この防犯灯の設置は町独自と各地区に防犯支部がありまして、その二本立てで設置しているのかと思うのですけれども、この設置箇所というのは町のはほとんど掌握しているのかと思うのですけれども、各地区の防犯支部については設置数、数ですね、設置場所とか、そういうのは町では確認しておるのでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

○総務課長（小荷田 武君） 今ご指摘にありましたように、防犯灯についてはいわゆる集落内は板倉町の防犯委員会の各支部が設置をしております。集落間を結ぶ大きな道路、いわゆる通学路等は、これは行政の方で町で設置をしている状況です。全体の数は約1,700基ほどございます。ただ、各支部ごとの数等については、各支部が掌握しておるというふうに思っております。町全体の各支部の数は現段階では手元には持っておりません。私も第1支部、西谷田ですけれども、北の支部の事務局をやったときに、支部内の防犯灯の設置箇所を地図に落とししておりますし、それで各支部ごとの各事務局の方で設置数等は当然把握しておるというふうに認識をしております。ただ、手元に資料はございません。よろしく願います。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） では、町のケースで結構ですけれども、防犯灯の設置費というのはどのぐらい、1基にかけているのでしょうか。いろんなケースもあるのでしょうけれども、支柱というか、ポールごと立てる場合と、あるいは電柱を借りて電気だけ設置する場合といろいろケースがあるのでしょうかけれども、概算二つぐらいの例を出して幾らぐらいかかるのか。

それと、今予算書に町の防犯灯設置費というのは三十数万円ぐらいしかのっていないようなのですけれども、たったそれだけなのか、その辺も確認したいのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

○総務課長（小荷田 武君） 防犯灯の設置の費用ですけれども、普通は東京電力等の電柱を使わせていただいてバンドでとめる形式と、新たにポールを立てて設置する方法があります。ポールなしの場合は、新たに設置する場合はおおむね1万8,000円程度、それからポールだけが1万3,000円ほどしますので、新たにポールを立てて防犯灯を設置するということになりますと3万円ちょっとというふうに思っております。

それと、町の予算の関係ですけれども、これについてはもうほぼ大きな通学路等は整備されているというふうに基本的には認識をしております。あとは行政区の方から要望等があれば、それは検討させてもらうという状況でございます。費用については、現在修理費程度しか持ってありません。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） そうしますと、今は各地域から防犯灯の設置要請といたしますか、要望、そういうものは余り出ていないというふうに町としてはとらえておるのでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

○総務課長（小荷田 武君） はい。大きな路線等は必ず行政区の方からこの通学路、防犯灯を整備してほしいという要望は出てまいりますので、それを受けて検討している状況でございます。

○議長（古橋泰治君） 青木秀夫君。

○5番（青木秀夫君） 今のところは余りそういう要望は出ていないというふうに理解してよろしいわけですか。それでもよく安心、安全な明るいまちづくりというのがキャッチフレーズ、これはどこのまちでもそうなおるわけですけれども、こういう物騒な世の中ですので、まだまだ防犯灯が十分だと私は思えないのですけれども、せめてこの通学路ぐらいはもうちょっと町の予算をつけて、整備費ぐらいしか持っていないというのではなくて、極端なことを言えば、どうせ使う金なのだから10年分ぐらい前倒しで予算措置して、もっと一気に明るくすると。それが安全対策だと思っておりますけれども、そういうような思い切ったことも必要かと思っておりますけれども、今の現状ではそういう要望も出ていないということは、それほど今の状況に不満といっはなんですけれども、そういうものを持っていないというふうにとらえておるのでしょうか。ぜひ私はもうちょっと前向きに前倒しして、積極的に町の方からも調査して、ここは必要だなというぐらいな姿勢でぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、もう一度答弁願います。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

○総務課長（小荷田 武君） おっしゃるとおり、町全体を明るくすることがやはり防犯上も非常に好ましいことだと思っておりますけれども、なかなかそういうわけにもまいりません。ただ、ニュータウンなどは街路灯なども随分整備しております、300基ほどニュータウン内にはついておりますので、非常にニュータウン内は明るい。ああいうのが理想でございますけれども、予算上もとてもついていきませんので、今のところ修理費ぐらいしか持ってありません。

○5番（青木秀夫君） 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（古橋泰治君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前10時00分）

---

再開（午前10時15分）

○議長（古橋泰治君） 再開いたします。

通告2番、鈴木敏夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[7番（鈴木敏夫君）登壇]

○7番（鈴木敏夫君） 7番、鈴木です。よろしく申し上げます。それでは、通告に従って、まず大きい最初の項目ですけれども、先日提案されました19年度予算というか、その辺の特に財政問題を中心に質問させていただきたいなというふうに思っています。

それで、最初に今議会の冒頭ですけれども、町長の方から施政方針ということで大きく4項目ですか、方針の説明がありまして、その中で特に第1項目ですか、財政問題、合併問題、それと特色あるまちづくり、ニュータウンの販売促進というような4項目だったと私はとらえておりますけれども、その中の最初のいわゆる財政問題です。それを聞いていろいろとメモしたのですけれども、これからの質問もそれに兼ねていると質問させていただきたいので、もう一回財政の問題だけお答えというか、説明いただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

財政問題に絞ってお答えを申し上げたいと思います。若干前に申し上げましたものと重複する場面もあるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

新年度の予算編成につきましては、地方税収や国税収入が緩やかな回復基調にあるわけでございますが、これまで行われてきた三位一体改革を受けまして、地方財政の健全化に向けて取り組みを行うことといたしまして、今後も推進をされます新たな制度改革のもとでの地域の独自性、創造性を高めた魅力あるまちづくりなどの積極的な施策展開とともに、広域化を視野に置いた施策の推進を行うことで予算の編成を行ってまいりました。

平成19年度の当初予算につきましては、引き続き厳しい財政状況の中ではありますが、新時代のまちづくりに向けて町民生活の安定、向上を図り、町政の明るい展望を開くと同時に、持続的な発展を目指しまして、各種の施策を実施し、あわせて財政の健全さも堅持していくことを予算編成といたしまして、一般会計当初予算、総額52億3,100万円を計上させていただいているところでございます。

当初予算の中での重点施策といたしましては、まず1点目に安心して暮らせるまちづくり推進といたしまして、防災システムの構築を目的に県と協力いたしまして、衛星によります防災行政無線の整備を図ってまいります。それと、今年度より実施をしておりますメールシステムともども、災害発生時の有効な情報伝達方法といたしまして、行政防災組織の整備とともに推進を図ってまいりたいと考えております。

それから、役場であるとか各公民館等公共施設に自動体外式除細動器を設置いたしまして、もしもの場合に早急な対応が図れるようにしてまいりたいと考えております。そして、福祉面におきましては、少子化時代におけます子育て育成に対応するべく新設保育園の建設を行うことと、子育て支援対策の充実を図ってま

いりたいと考えております。

2点目に、活力を生み出すまちづくりといたしまして、雷電神社、西丘神社の周辺整備を行って、観光面と連動した地域の活性化を目指すことといたしまして、まず平成19年度におきましては西丘神社の周辺整備を手がけてまいりたいと考えております。

3点目に、自立と継続のまちづくりといたしまして、自主財源の確保のため岩田流通団地における誘致企業の遅滞ないスムーズな業務運営と地域の雇用促進を図っていくとともに、ニュータウンの販売促進によります入居者の増加に伴う税収の確保も目指してまいりたいと考えております。

4点目に、一人一学を目指すまちづくりといたしまして、社会教育の拠点であります公民館事業の充実を図るとともに、中央公民館の外壁の補修工事を行います。また、学校教育の充実のため普通教室の照度を上げるための照明増設工事を行ってまいります。それと、東小学校の耐震診断につきましては、将来東小学校の増改築を検討した中で対応を図ってまいります。

以上、何点が重点施策を述べさせていただきましたが、厳しい財政状況の中での施策の実施となることから、むだのない事業の実施に向けまして、内容等につきましては十分検討した上で実施をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 厳しい中でいろいろな施策を今基本的なやつを挙げていただいたのですけれども、一応基本方針の中には第4次総合計画を中心にということを前回も言われていました。前回の議会で私質問させていただいた中で第4次総合計画の中の増収策として6項目、あそこに記述してあるわけなのです。その中の岩田流通団地は終わりました。それ以外、五つのやつも前回もお願いしたように、まず増収策の一つの町の基本である基本計画に出ているので、その辺の進め方というか、その辺を積極的にやっていただきたいというようなことをお願いしたわけですが、今回4月1日から大幅な役場は組織改正して、またそれなりの財政の改善を図るといようなことで実施されているわけですが、一つ、4月以降は組織図に出ていないのですけれども、調整改革推進室が去年の4月、去年というか、今になれば去年からつくられて、今3人ですか、やられているわけですが、前回これをつくるときに、要するに長期的に組織の見直し、業務の見直し等を図るためにこの推進室をつくってやっていくのだということで動き始めたわけですが、新しい組織には入っていないと。組織を見ますと、14課1局から今度は4課1局と。もう大幅にやってしまったので、細かいやつはちょっと後段で質問させていただいているので、そちらにしますけれども、大ぐくりとして、あそこまでも組織を大胆にというか、大幅に組織改正をやってしまうと、もう終わったのかなと。終わったって、組織のくくりは終わったかもしれないですが、中身なのです。その辺の考え方を聞きたいのですけれども、それはあの組織を見ますと、組織の寄せ集めというか、寄せ集めという言葉は悪いのですけれども、何か離したりくっつけたりで、業務そのものの中身の改善というか、あわせたことよっての集約、改善、切り捨て、その辺がどの辺まで進んでいるのか。というのは、人を見ても、要するに組織をあわせた結果、5人のグループと5人のグループがあったら10人そのままというか、それは業務によってはそういう必ずしも減るということはないと思うのですけれども、やっぱり集約するとか、これだけ組織を変更するに際しては、当然業務から見直しをして、それで結果的に4課1局になったのだと

思うのですけれども、でも組織を見ていると、言い方は悪いかもしれないですけれども、4課1局ありの組織から来たのかなという感じもする。というのは、その仕事の内容から見てです。要するに、先ほど申し上げましたように、仕事を切り捨てたりなんなりして、結局は住民へのサービスとかそういうものを考えた上での集合体で結果的に4課1局になったのか、その辺をまずお聞かせいただきたい。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

○総務課長（小荷田 武君） 今回の組織改革の中心になるのは、やはり職員の減によって大幅に財政も圧迫をされている中で採用できないという中で、これまでの係制を廃止してグループ制にしたということなのですが、この基本的なものは、これまでですと例えば1係長係員なしというふうなセクションも出てまいりました。そういったことを是正するため。それと、グループ制にすることで係、課の枠を取り払って、みんなで作ることで力を発揮するというのが基本でございます。それともう一点は、非常に煩雑な状況で今窓口対応をしておりますけれども、そういった住民サービスを向上させるというのがもう一つ大きな目的もあります。

それと、議員さんおっしゃいましたように、今後の4課1局にしたことのこれからの進め方等についても、それは推進室がなくなるということではございませんで、秘書政策グループが当然それを引き継いでいくと。当然これだけの改革をしますといろんなひずみが出てくるというふうに思っています。特に窓口グループは4課も5課も集約してしまいましたので、そういったところで当然ひずみが出てまいりますので、それについては引き続きその総合政策課の中の秘書政策グループが担っていくと。1年、2年、当然軌道に乗るまでにはいろんなひずみが出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） グループの中に残したということなのですが、町長がいつも言われております行政改革の中で強力に進めるのだということだと、そのグループの中の一部がやるのではなくて、やっぱりその辺姿勢を示すのであれば、逆に当初二、三年かけてとか言っていましたので、当然残るのが普通かなと思って見ていました。ですから、その辺ははっきりどこまでこれから進めるのかということは、業務がどんどん増える、移管ということで県からあるいは国からというようなことを時々話を聞くわけですが、当然そうなるとうどこか切り捨てとか、やらないと、同じ人間では、職員数では厳しくなってくると思うのですね、時間外だけで裁けるかどうか。その辺もあると思いますので、やっぱり切り捨てとか、システムなんかでも古くなれば当然要らなくなるし、新しいものをまた委託していくのだと。そういうものを見きわめも必要になってくるだろうし、いろんな意味でのそういう改善とか、その辺が進められる部門とか、その辺をぜひ強力な組織でカバーしていただきたいなということをよくお願いしたいと思いません。

それと、どうも一般の人が組織を見た中で、町民の方からもいろいろ聞かれるのです。何か4課というのは従来でいくと4部で、グループが課かと。これまた後で手当の問題とか何かいろいろあるので、そういう絡みがあるのですけれども、組織として今の4課1局が形が一つ上がって、部の単位というとな変ですけれども、あるいはグループが従来の課かなと。町長が先日も言われました、これからは助役がいなくなって各課長に責任を持ってもらって、仕事ももっと上位の仕事に取り組んでもらいたいと。そうすると、何か部制をしいたのかなともとれるような、そうすると何か組織の簡素化ではなくて組織の複雑化とか。というの

は、よく聞かれるのは、役所の仕事というのはどうしても縦割りで、「いや、これは私のところではないです、向こうのグループです。向こうの係です」と。それが、責任がだんだん重くなってくると、それがまた強力になってくるということがあるのです。だんだん自分のところを抱え込んでしまうと。そうすると、前よりもそういう意味でのサービスが落ちてくるのではないかと。その辺業務の平準化と同時に共同化というか、皆さんと一緒に仕事ができるような、多少その辺の課であれば、課の中の仕事が全部がわかるというのは難しいかもしれませんが、余りあっちだこっちだ、今度は同じ場所に大体集約されるので、そういうことはないと思うのですけれども、よくそんな話を聞きますので、その辺を含めてサービスというか、その辺をぜひ心がけていただきたいという中で、一つきのうの障害者学習の中でも出ていました公民館利用の中で、住民へのサービスと。町長もよくサービスが落ちるからと、落ちないように、落ちないようにと言うのですけれども、町民へのサービスって、町長、どのようにお考えでしょう。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 町民サービスと言いましても非常に幅が広いわけでありますが、基本的には通常の仕事がおろそかにならないようにやらなくてはならないというふうに基本的には考えております。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 私ある人の講演会で聞いたのですけれども、どうも役所のサービスって押しつけのサービスが多いと。押しつけてどういうことかなということいろいろ聞いていましたら、要は何かやるときにはこういう方法があるよと。例えば今だんだんパソコンをやっている。パソコンの教育をやるにして、ということは役場でパソコンをやるから集まれと。選択が、そうすると指定された業者というのは、要するに受講者を向くのではなくて役場を向いてしまうと、雇われる方ですね。そうではなくて、住民がやっぱり選択できる方法があるのではないかと。A社とB社にパソコンの受講を依頼したと、町民の。そうすると、町民が選ぶとなると、主催する会社というか、受けたところは、町民を見るのではないかと、受講者を見るのではないかと。そういう何か選択をできるサービスというのがこれからのいわゆる自治体というか、役所のサービスかなと。全部ではないですよ。ただ、それも一つの方法で、どうもまだそういうところについていないのではないかなというようなことを聞いていまして、そういうやり方で、では板倉はどのくらいやっているかなと、どういうのがあるかなと。

私前にお願した中で、きのうもたまたま出ていたので、生涯学習の社会教育委員からも答申が出ているというので、当然検討されているのだと思うのですけれども、出先の公民館の利用というか、そういう中できのうも出ていましたね。書類の発行というか、やり方はいろいろとあると思うとあるのです。その日に行って発行できるようなシステムをするのか、あるいは公民館に頼んでおいたら1週間後にとりに行けるのか。というのは、やっぱりいろいろ話していると、私のところの行政区でも非常に年寄りが多いのです。これほど車社会だとは思わなかったと。というのは、ニュータウンが駅前ですから電車の便利がある云々で、そうすると何か病院に行く、何に行くと言っても全部車なのです。バスも動いていますけれども、必ずしもバスがそれなりのあれがあるかということ、そうないのですね。厚生病院に行くにも館林駅で乗りかえないならないと。時間がかかると。極端なことを言うと2時間かかってしまうとか、そんな話で、どうしても足の問題がよく話題になるわけです。そうすると、書類をもらいに行くにも、役場に行くにも大変なので、そういう何か考え方ができないのかと。そういう考えって、公民館をうまく使う。たまたまきのうそんな話

が出て、もう役場に答申していますということなので、その辺検討しているのだと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） きのうの生涯学習の中でも公民館の役割ということが出されまして、いろんな提言をいただいています。その中で今ご指摘のあったようなこともぜひ公民館でできるものをお願いしたいというような提言だったのですが、確かにそういうことは大事なことであるというふうに基本的には考えています。ずっと以前のことであります、最近もあるのかどうか知らないですが、結構近くに役場の職員がいる場合にはその職員に頼んでやってきてもらうと。そういうことが結構あったと思うのですが、やっぱりこういう小さな自治体というか、最大限の特色というのは、そういう気軽に何かお願いできるということが大事になるかと思うのです。ですから、板倉町は従来から担当制もしておりますので、そういったものも活用であるとか、また公民館のそういった何ができるかということをもう一度検証して、極力できるものはやっていきたいと、基本的にはそう考えています。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 今メール時代というか、パソコンもそれなりに普及してきた。光ケーブルももう役場も入っているし、東地区で言えば東部公民館も入っているというようなことで、ぜひその辺がこれからより人の省力化というか、そういう意味も含めても、ぜひ前向きに、どこまで進むかというか、先ほども幾つかのケースを言いましたけれども、ぜひそういうものの先陣を切った施行なりなんなりというか、そういうものもぜひ進めていただきたいなというふうにお願ひしておきます。

それと、歳入の中で先ほど岩田流通団地が先日のオープンのときには3月末にはほとんど荷が入るというようなことで説明を聞きましたけれども、当初あそこで500人採用すると。私も500人ってそんな簡単に集まるのかなと。それと、物流関係で500人の人を使って、では採算が合うのかなというような心配もありまして、その辺はということで確認をしたのですけれども、今現在町に入っている情報で、まず19年度、固定資産町民税の大体収入が17億ですか、固定資産と合わせまして予算書を見るとそれだけ入るという中で、岩田流通団地というのは19年度ではどれぐらいそれに数字的にはなっているのか。

それと、もう一つは採用数です。今現在何人ぐらいあそこを採用して、今後500人という数字までいくのかどうか。その辺、わかっている範囲で結構です。私企業のことなので、どの辺まで情報として流されているかわかりませんが。

○議長（古橋泰治君） 野澤税務課長。

○税務課長（野澤 清君） 岩田流通団地の税収ということでございまして、主に固定資産税が現在主なのですけれども、これ固定資産税については1月1日現在の課税になりますので、今年については土地のみということで1,000万程度の税収しかございません。建物については次年度という形になると思います。

よろしくお願ひします。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

○企画財政課長（小野田吉一君） 岩田流通団地の雇用の関係なのですけれども、当初は3月から中に入る企業が操業を始めるであろうというふうな情報だったのですけれども、雇用の関係で商工会の事務局が今窓口になって雇用関係を促進しているのですが、オールユニール、土地を買っていただいた企業なのですけれ

ども、こちらの採用試験が1月末で終わったのです。2月に採用通知が来たということです。当初の雇用関係では、オールユニールに勤めたい人というくくりと、それとそほかに中に入ってくる企業に勤めたい人。応募された方が、その人たちのくくりが二つに分かれていました。オールユニールを希望された方々の面接試験が終わって採用通知が来たということ。そこで採用が漏れてしまった方々は、再度商工会の事務局の方へ履歴書が戻っています。中に入る企業に対して、今度はそこへ再度面接等を受けて就職したいという希望を出すことになっているのですが、まだその中に入ってくる企業名の方が商工会の事務局の方にも来ていないのです。我々のところにもその情報がまだ入っていないので、ちょっと操業がおくれるのかなというふうに思っています。オールユニールからの採用通知を受けた方が45名ほどいると聞いています。今採用から漏れた方と、今後入ってくるであろう企業に就職を希望している方、合わせて200人ほどの方が今待ちこがれています。ですから、できるだけ早くその辺のところを進めないと4月になってしまいますので、その辺のオールユニールはもう自分のところで採用してしまったわけですから、そのほかの企業がどんな企業が入ってきて、その企業がどれぐらいの採用があるのか、その辺の情報をちょっととりたいたいというふうに思っています。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 税収では先ほど土地代と、建物ももうほぼ完成していますけれども、大体どのくらい見積もり、その辺はまだ計算はしていないのでしょうか。来年からということなのですから、全部合わせて2億ぐらいなあれはあるのではないかとというようなあれだったですけれども。

○議長（古橋泰治君） 野澤税務課長。

○税務課長（野澤 清君） 家屋についてはまだ調査をしておりませんが、これは県税事務所等と一緒に調査するというので準備を進めております。この金額についてはちょっとまだはっきりしません。わかり次第申し上げたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 採用された中で45人で今後200名と、この200名はわからないのですけれども、板倉町の方というのはそのうちの割合とすれば全部ではないのでしょうか。ほかも相当あるのだと思うのです。その割合はどのくらいになっているのですか。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

○企画財政課長（小野田吉一君） パーセンテージはちょっと把握していませんが、館林のつつじの里ショッピングセンターのゲットというホームセンターが撤退をして、そこで働いていたパート社員ですね、その人たちも結構応募されていました。それは、館林市に在住される方々も含めてなのですが、ほとんど板倉の方と言っても過言ではないと思うのですけれども、今200人に残っている人たちがどの程度の板倉と町外とのパーセンテージなのか、ちょっとそこまでいただいていないので、申しわけありません。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 具体的な項目で、19年度の予算の中に基金の繰り入れが7億3,300万、これは財政調整減債ふるさと公共施設整備というようなあれから出ているわけですから、まだ18年度最終はしまっていないと思うのですが、一応今予定している19年度、この基金を取り崩した場合の見込み、残額の見込みというのがわかりましたら教えてください。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

○企画財政課長（小野田吉一君） 19年度末の各基金の見込みでございますけれども、財政調整基金につきましては2億9,300万ほどになります。それと、減債基金13億8,300万円ほど、公共施設等の整備維持基金7億7,500万円、庁舎等建設基金は3億円そのままです。ふるさとづくり事業の基金が2億5,600万円ほど、それと福祉基金が2,500万円ほどございます。あと、土地開発基金というのがあるのですが、6億4,100万円ほどありまして、トータルで37億700万円ほどとなる見込みでございます。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 19年度はこれで財政調整基金だけ見ると3億3,800万、保育園という特別のものがあるからということもあると思うのですけれども、それで最終的に残りが2億9,000万円と。それで、よく話題に出ます財政規模というか、前は47億を目標にしたいと。先日の話ですと、今の板倉の力からいくと43億5,000万とか。そうなると、先日今後やらなければいけない施策というか、修理等も含めていろいろ出てるわけですが、今の規模として47億が力なのか、2年ぐらい前は47億と言ったのだ。この間のときは43億ぐらいという話なのですけれども、予算の規模としてはどのくらい。ということは、前回、先ほども厳しいという話の中で、財政調整基金が2億9,300万と、今年も特別な建設はあるものの3億使っていると。2億9,000万となるともう来年、場合によってはもうゼロになってしまうかな。非常に厳しい。

そういう中で、先日もちょっと話題に出ました、自治体によっては3割ぐらい自動的に切ってしまうとか、それぐらいにしても一回財政の建て直しをするのだとか、そういう中からいくと、いわゆる板倉町の財政規模、適正な規模というか、税収もこれからいろいろと増収を図る施策もやられるのでしょうかけれども、その中でどのくらいが今の板倉町の力としての規模なのか。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

○企画財政課長（小野田吉一君） 16年度にすべての事務事業を見直して、47億円程度が基金とかを取り崩さないで運営できる行政の板倉町の財政規模であろうというふうに申し上げたのですけれども、その後国の三位一体改革で非常に交付税が減額をされてきています。板倉町は3割強はこの交付税に頼っての財政運営をしてきたわけです。その辺のところの交付税の先行きが見えない中で、我々は10億円までで、それ以下になることはないだろうというふうには見込んでいたのですけれども、そういった厳しい財政シミュレーションをした中では、やはり税と交付税と国の交付金で運営するとなるとやはり43億円ですか、我々財政を担当する者となれば43億円くらいの行財政運営が一番望ましいのかなというふうには思います。ただ、では20年度から43億にできるかという、これはまず無理だと思うのです。この間議員さんたちにご説明させていただきましたけれども、ですから、これから今まで総合計画に基づいてやってきている事業があるわけです。これを来年度からぴたっとやめるわけにはいかないですね。当然そうなのですけれども、では、これからのものをどうするかと、これから新しく出てくるものをどうするかという議論をしなければならないと思うのです。それで、では全部それが切れるかといったらそれもできないかもしれませんし、その辺を今後の基金であるとか借金も含めて、きちんとその辺のシミュレーションをして、19年度中にももちろん議員さんにも相談もしますし、場合によっては本当に厳しければ町民にもその辺をきちんと説明して、理解を得られるようにやらなければならないかもしれません。その辺のシミュレーションもきちんとしたものを出して19年度はやってみたいと思っていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 今の話の中で、非常に歳入の中で大きな割合の地方交付税というのですか、平成12年は全体の中で約3割近かったのですね、23億9,700万。だから、これだけもらっていたのが何でこんなになってしまうか。来年のあれを見ますと14億6,200万。半分とはいかないまでも、何か6割ぐらいになってきたと。今年は国の収入がいいというので、話が半分何兆税収が増えたとか何かと言っているの、あれもいわゆる地方交付税の財源の中にプラスになれば、多少は今度は減額ではなくて増えるのかなといったら、何かあれ借金に充ててしまうとか何かで増やすことはしない。ごまかされているような感じではないかと思うのですね、各自治体は。だけれども、これはやっぱり日本の現実というのか、それがあそこの特別会計ですか、借金も相当あるというような中で、あるいはその辺はやむを得ないと見るのかどうかあれですけども、当初はやっぱりその方向なのです。減額というか、予算上は18年度より減額になっているのですけれども、そういう増やしてくれるというような話はあるのですか。

○議長（古橋泰治君） 小野田企画財政課長。

○企画財政課長（小野田吉一君） 19年度の地方財政計画というのを国が言葉は悪いですけども、勝手につくるのです。地方は人件費はこれぐらいに抑えなさい、投資的経費はこれぐらいに抑えなさいというものをつくるのです。それに従って、地方は自分のところの予算をつくらなければならないのですけれども、ですからやたらむやみに交付税がこれぐらい来るだろうという安易な予測はできないわけです。全体で地方交付税が4.4%減額というのはもう国が示したのです。そうすると、最低でも4.4%は前年度よりもマイナスの見込みをしなければならないわけです。板倉町は合併の協議等はされていませんし、あるいは災害を受けたりというそういった状況にもないですし、そういった災害を受けた地域だとか合併を推進したとかということに優先的に地方交付税は交付されるのですね、率が高くなるものですから。板倉町にはそういった要素がないものですから、厳しく見ているということです。

私個人の考えですと、国が不景気なときに公共事業をやれということでもどどん、どどん借金してでもやれといってやらせられるのですね、地方は。それで、今になって国が借金がこんなに膨らんでしまったから地方も負担しなければだめなのだというふうに国が勝手に言っているのだと思うのです。そういった中で地方が厳しい、厳しいと言いつつも、これは板倉だけではなくてすべての地方はみんな厳しいわけですけども、ただ近隣には大泉町であるとか、明和町だとか、太田市だとか、財源が非常にある市町村があるものですから、そういったところと比較をされてしまうと非常に板倉町は厳しいよというふうに言われてしまうのですけれども、責任は国にあると思っています。

地方交付税制度というのは、これはすごくいい制度なのです。全国どんな過疎の町でも豊かな、東京都なんていうのは最たる裕福な団体なのですけれども、同じ教育が受けられたり、同じ生活、若干の貧富の差はあっても、普通の平準化した生活ができるというのは地方交付税があるからなのです。だから、国は今地方交付税があるから地方は甘えてきたのだというふうに、それは借金が増えてしまって国を何とかしなければならぬというその一つの理由にしかすぎないと思っています。ですから、地方がもうちょっと国へ頑張らして圧力をかけて、国が何とか地方にお任せではなくて、国が地方のことももうちょっと考えてですね、私がこんなことを言ってもしょうがないですけども、そういう気持ちでいっぱいです。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番(鈴木敏夫君) 同じ歳入の中で、先ほどちょっと出ました町民税と固定資産税が先日の説明でも2億2,000万増えると。先ほど聞いた中で岩田流通団地が新しく加わっても土地の1,000万と固定資産税ですか。物すごく増えるようなあれなのですけれども、中身でこれからお聞きしたいのですけれども、定率減税が減りましたね、今年から。18年度からですか。何か私たち物すごく税金を払っているような感じ、10%減ったというだけで。それと、今度は何か所得税、年金の2月からもらったやつかな、年金の税率が従来から半分になったのです。そうしたら、その下に注意書きがあるのです。その分は今度地方税が加算されますとあるのです。これは所得税法の改正でそういう話なのでしょうけれども、それによる町の収入増というのはあるのだと思うのです。全体の中で2億2,000万の中で定率減税分とそういう所得税改正分、定率減税も改正ですけれども、その辺も数字をつかんでいましたら、2億2,000万増える中のどのくらいの割合でそれが占めているのか、わかっていたら、もしわからなければ後で教えてください。

○議長(古橋泰治君) 野澤税務課長。

○税務課長(野澤 清君) 税源移譲ということで、それと工場関係も大分ここ二、三年撤廃されたということで、税收等も上がっております。先ほど定率減税の関係については平成18年度については最終の税金を景気浮揚策ということで税額を引くということで非常に納税者にとってはよかった税金なのですけれども、今回の18年度については最高25万円が半分になって12万5,000円という形になるのですけれども、もちろん住民税についてもそれに準じた形をとっています。その金額についてはちょっと正確な金額は把握しておりませんので、後で調べてお答えいたします。

○議長(古橋泰治君) 鈴木敏夫君。

○7番(鈴木敏夫君) いつも予算のときにお聞きするのですけれども、やっぱり増収策の中にはひとつは徴収率ですか、予算では98%と19年度はなっていますけれども、18年度の見込みというのはどのくらいなのか、その辺をお聞かせください。

○議長(古橋泰治君) 野澤税務課長。

○税務課長(野澤 清君) 徴収率、これについては現年度については98%くらいを見込んでおります。これは固定資産税、町民税、ほかにも税收はあるのですけれども、ただし過年度分がございまして、これについては今まで15%くらいの形で推移しておりますので、過年度分はそのまま推移することによって、町としては92.5%ですか、18年度。これについては郡内でもちょっと低い方なのですけれども、最下位ではございません。国の標準が92%を一つの徴収率の基準といいますか、そういう形でされていますので、それを少し上回った形で徴収できるかなと思います。

○議長(古橋泰治君) 鈴木敏夫君。

○7番(鈴木敏夫君) 今92.5%と、国の標準よりはいいという話なのですけれども、今回も98という目標を掲げた中で過年度分ですか、92.5と。そういうあれですと、本当にそれが実現できるのかなと。いや、いろいろな施策をやって収入を図っても、こういうものが徴収できないと、よく今給食費だとか何か払えないとか払わないとかいろいろ問題が出ていますけれども、その辺でいろいろな施策が各自治体でやられているわけです。要するに差し押さえをすとか、何とか強硬手段にやむを得ず出なければしょうがないとか、それによって徴収が上がってきたとかいろんな話も聞きます。その辺、時間もないので、改善というか、その辺を含めて率のアップ、その辺も増収策の大きな一環であると思うので、ぜひその辺よろしくお願したい

と思います。

それで、一つちょっと特別会計の中で、国民健康保険が非常に支出増というか、去年の予算に比べると約2億近く増えている。先日の補正予算があつてか、最終から比べれば3,000万ぐらいの増。医療費もどんどん、どんどん上がるので、これから先、例えばある人から何かやっぱり板倉町の健康保険は高いのではないかと。これは町々で決めているから。いや、邑楽町でもそんな一番高いわけではないよという話はしたのですけれども、財政的に厳しくなれば、その辺のまた率の改定とか何かというのも出てくるのではないかと思うのですけれども、今後二、三年の間、ほかを見るとそんなでもないのです。老人保健、介護、下水道は減ってきていると、返済が減ってきているということもあるのだと思うのですけれども、健康保険が相当大きく伸びている、伸びているというか、増えているということで、今後二、三年、その辺をどう対応していくのか、聞かせてください。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

○町民生活課長（荒井英世君） 最近の国保の動向なのですけれども、医療費の伸びに対しまして国保税が伸びが少ないという部分があります。現在高齢化と少子化の中でどうしても医療費がどんどん、どんどん伸びているということなのですけれども、先ほどの国保税の関係なのですが、少なくとも19年度につきましては見直しを図っていかなければ、かなり財政的に厳しいのかなと思っています。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 見直しということは、料率の変更を考えるということですか。いろいろ広域化とかやっている中で、非常に今上がるということに関しては対象者というか、非常に敏感だと思いますので、できるだけ早い機会にPRというか、そういうことも必要ではないかと思う。財政的にもある程度協力してもらうのは、あるいはやむを得ない面もあるのかもしれませんが、ただそのためには事前というか、早いPRというか、要するに理解いただくということからしてそういうものも必要だと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それと、大きな2番目ですけれども、行政組織改革、先ほども一部触れました。今回4月1日からやられる中で、これをやるときには処遇制度も変えたいと。先日もちょっとお聞きしましたけれども、号俸は別に変わるわけではないわけですね。号俸の拘束というのはできないので、それはそのままだと思うのですけれども、役職の拘束というのが出てきた。今の制度からいくと、課長がグループリーダーになる場合は一つの職位が下がるということになるのだと思うのですけれども、そういう中で一番の問題は、私が前から言っているように、手当ではないかなと。先日聞きましたら、上限は25%、号俸の25%を上限とすると。これは人によっていろいろ違うわけですね、その持ち分というのか。将来は月額制というか、定額制にするという考え方があるということで返事がありましたけれども、先ほどもちょっと触れた14課から4課になると、当然課長のボリュームというのは単純にいても3倍ぐらいになるわけですね。では、今の手当の3倍かと、そういうわけにはいかないと思うのですけれども、その辺で先日もちょっとお聞きしましたけれども、要するに処遇制度の考え方というか、25というのは例えば部長クラスでも上限の25の範囲内というか、そういうことのいわゆる一つの目安だと思うのです。だから、先日聞きましたら、板倉は15ですか、という話だったのですけれども、今回定額制にするということは15というか、その財源はどうあるかと。その中で一つお聞きしたいのは、役職というか、管理職手当の考え方と。

それと、先日これをこういうふうに進めるといったときに、この事務所を変えたりなんかで1,400万かかるということで先日の補正予算で出たわけですけれども、ではこれをやったことによる減額部分というか、浮いた部分というか、成果、組織改正をやったことによる成果は、この間は管理職手当と人件費、やめた人の分ということで金額が出ましたけれども、今回は組織も固まったし、はっきりしたので、その辺の数字が出ていましたら、目安というか、そんな1,000円単位までどうのこうのという数字ではないと思うのですけれども、その辺わかりましたら教えてください。

○議長（古橋泰治君） 小荷田総務課長。

○総務課長（小荷田 武君） まず、1点目の管理職手当の考え方でございますけれども、これについては現在定率制をしております。したがって、課長職には15%の管理職手当が支給されております。ただ、昨年12月まではそれは20%をカットしてきたという経緯もございます。そういった中で、これからは人事院の勧告の方でも定率制から定額制の方へ移行するということによって給与改革が進められております。したがって、県も含めたすべての地方自治体が定額制の方向で今動いている状況です。そういった中で、今度は14課局が5課局になるということで、これは仕事の責任の度合いとしては、議員さんおっしゃいましたように、部長制以上の責任をこの5人の課局長は担うことになるのかなと、そんなふうに思っております。そういった中で、その辺も含めた部長職程度の管理職手当を定額制で支給すると、そんなふうに今作業を進めております。これは上限額の経緯もございまして、人事院の方からおおよその基本額というのが示されております。それを超えてくると当然指導の対象になってくると、そんなふうに思っております。その辺についても検討しながら今額については調整をさせておりまして、アバウトな数字は先日ちょっと申し上げた経緯もございまして。

それと、今度のこの改革に伴って、人件費の削減もそうなのですが、逆に議員さんおっしゃいましたように、組織の改革と配置をすることで1,400万程度の逆に支出が出ています。これは主に窓口、住民の窓口の改革のための費用というふうなことでご理解いただいてもいいのかなと思います。特に第2庁舎を大幅に改造いたしましたし、限られたスペースでありますけれども、広い通路、それからカウンター、記載台、特に福祉部門についてはローカウンターで座って対応ができるようなそんな窓口にしたいということで、そういった分が当然出てくると。減額分と出る分でそんなに変わらないのではないかとご指摘もあろうかと思いますが、これはずっと続く組織配置図になりますので、お願いいたします。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 時間も大分ぎりぎりになってきてしまったので、3番に飛ばさせていただきます。季楽里の問題ですけれども、まだ途中で、前回は質問したときにあれ締め切りがちょっと3月末ではなくてというような話もありましたので、今現在見込まれている業績ですね、今年度というか。あるいは、3月末まででも結構です。その辺わかりましたらまず教えていただきたいなということと、あそこも今職員2名です。職員2名も当初あれを設置するときは2年程度を一応手伝ってもらおうと。そうしたら、何か今度の組織を見たら3人になっているのです。決算の見込みも、というのは職員の手当が逆にどのくらいになっているのか。それも含めた中で職員の2人の人件費、その場合季楽里がどうかと。今度3人になるので、もっと悪くなるのか、あるいはその人の給与構成によっていろいろあるのではないかなと。

前に指定管理者というのは取り入れる考えはあるのですかといった中では、今のところは考えないと。前

に北川辺のあそこの渡良瀬遊水地のところのあれも前は町でやっていて、余りもうからなかったと聞いています。今あれを指定管理者にしたら家賃を取るようにしたらしいのです。家賃が三百何万円とか何か入ると。そうなると、板倉との差はどのくらい。ただ、指定管理者にしたから、前にも町長が言われました。サービスを落とすたくないの、まだ町の直営にしたいということなのですけれども、では今度保育園だって民営化するというような話で、では町が望んでいるサービスがおこちてしまうのかと。やっぱりこういうものをやってもらいたいという話は当然するわけですから、そういう心配よりもまずお金の心配もしなければいけないのかなということを含めて、その辺の今後の考え方も聞かせていただければというふうに思いますので、時間がないので、簡単をお願いします。

○議長（古橋泰治君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林正次君） 季楽里の決算につきましては、先ほど議員さんが申し上げましたように、決算期が違っておりますので、一概に言えないわけなのですが、見込みですと売り上げが1億1,000万を超えていく状況でございます。それと、そば処季楽里が1,300万円ですね、そういう売り上げの状況でございます。決算見込みでいきますと、3月までという形で18年4月から19年3月という形になりますと、売り上げの利益が1,790万円、それで費用が1,474万円くらいです。こういった形となります。

それで、北川辺の関係につきましては昨年4月から指定管理者制度を設けまして、たしか三国商事さんというところで管理をしております。町には三国商事から年間450万円、その家賃を納めるという契約の中で進んでいるという話を聞いております。現在町の方で進めているのが職員2名という形でございます、その職員2名の給与につきましては町の会計の方から支払っているということでございます。それがこれから3名という話になると、金額的には相当その直売所だけで考えると多くなるのかなというふうには感じております。当初の考え方といたしまして、できるだけ職員を減らしていきたいという形で考えていたところでございますが、今回の機構改革によりましてこの残業手当等の問題、そういったものについて検討を重ねられまして、3名を配置するという事になったようでございますので、今後指定管理者制度等についても検討をしていかなければならないのかなというふうに私どもは考えております。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今担当の方から申し上げましたように、現在の状況でいきますと年間300万ちょっと利益が上がっているということなのですが、ただし人件費を含めると相当の赤字になっているというそういう状況です。今話がございましたように、こういった状況ですと町の財政も大変でございますので、やっぱり指定管理者制度の方向に向けて少し研究しなくてはならないかなということも含めて職員の配置はさせていただきます。

以上です。

○議長（古橋泰治君） 鈴木敏夫君。

○7番（鈴木敏夫君） 北川辺の例ではないですけれども、400万、職員との人件費とすると差し引き何千万になってくると思いますので、その辺すぐには決まらないと思いますので、1年、2年、時間があるいはかかるかもしれないですけれども、ぜひ早い時期にそういういい例がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（古橋泰治君） 以上で鈴木敏夫君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告3番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

あらかじめ申し上げます。秋山豊子さんの一般質問は12時を過ぎると思われませんが、発言時間の全部が終了してから昼食休憩をとりますので、ご了承ください。

[ 10番（秋山豊子さん）登壇 ]

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山豊子です。通告に従いまして、質問をいたします。

初めに、ブックスタート事業について質問をいたします。今の世相を考えると、衝撃的な事件の続出でいじめや自殺、兄が妹を、子供が親を殺してしまうという痛ましいニュースが毎日のように報道されております。生活環境や親の育て方の問題が背景にあると指摘をされております。私が平成13年の6月、12月定例会で質問をいたしましたブックスタート事業は、乳幼児の健診の際に健康指導とともに保護者と赤ちゃんに絵本を手渡し、親子読書を通し、豊かな心を持った子供を育てるといふ事業です。今では全国的にもこのブックスタート事業が拡大され、群馬県内でも館林市、明和町、吉井町、玉村町、松井田町、また太田市など各市町村で実施をされております。私は、ブックスタートは親子の根幹をなす本当の基礎となる事業であると思っております。今の時代の希薄化を思うとき、ブックスタート事業の重要性を感じますが、町長、教育長の所見を伺います。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

今ご指摘がございましたように、ブックスタート事業というのは子育て支援の一つとして大切な事業であると認識いたしております。経緯については申し上げるまでもないのかもしれませんが、1992年にイギリスで生まれたブックスタート。日本では2001年に開始をされてから、現在全国各地へ広がっているという話を聞いております。一般的にブックスタート事業というのは、その目的といたしまして、乳児と保護者が絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときを持つきっかけをつくることであると言われております。対象者には、メッセージとともに絵本を配布するのが多い実施事例だというふうに聞いております。

しかし、ブックスタートは、単に絵本をプレゼントするだけでなく、親子のかけがえのないひとときを応援する運動でございますから、実施に当たっては板倉町の実情を勘案いたしまして実施をしていきたいと考えております。例えば乳幼児健診時を活用いたしまして、読み聞かせボランティアの方々にご協力をいただいて絵本を読み聞かせ、その後保健師などを交えまして子育てに関する相談などが実施できるといいのではないかとこのように考えております。

特に最近では、今ご指摘があったように、児童虐待などが大きな社会的問題となっております。子育てに関するストレスから児童虐待に走っているものも少なくございません。板倉町の子育てに関する調査の中でも、就学前では子供の健康や接し方などがわからないというのが上位を占めておるようでございます。こうしたことから、親子の触れ合いを深めまして、また子育ての不安や悩み事を軽減するためにも大切な事業であると考えております。関係機関、特に教育委員会との相談も必要でございますが、まずはどの程度の予算を伴うものか、これは新年度早々早急に実施をしてみたいというふうを考えております。願わくば

早くこれが実施できるように努力はしていきたいと、そう思っております。

○議長（古橋泰治君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私もこの質問をいたしまして、平成13年、五、六年たっております。そういう中で私も自分なりにいろいろ調べてきておりました。本当に板倉町ではいつこれを実施するのかな、またそういうことに早く気づいていただけるのかなということを常に考えておりました。本当にただいま町長の答弁ですと、早期に実現していきたいということでありました。その実施に対しましては、本町としては各市町の実施状況というのはお調べになっておりますでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

○町民生活課長（荒井英世君） ただ、手元にちょっと今細かい資料がないので、ちょっとあれですけども、館林市、それから邑楽郡ですか、既に調べてあります。

○議長（古橋泰治君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私もただいま町長の方の答弁で本を手渡したり、またはいろんな子供に関することをメモですか、そういうのも入れてというふうにありましたのですけれども、本当にただ絵本を子供に手渡せばいいという、これはそういう事業ではないわけなのです。今本町でも残念なことに、昨年12月では虐待によって子供さんが死亡したというそういう事件もありました。それは、ほかの県から来た方だからしょうがないのだって、そういうふうに見てしまうのは大変危険なことでありまして、やはり私もそのブックスタートと同時に、そういう他県から来た場合のお母さんの対応はどうかかなというそういう質問もいたしておりました。そのときはやはり各近隣を見たり聞いたりをして、そして県の対応などもというような答弁でありましたけれども、残念なことにそういう事件が起きてしまったと。記事を見ましたときには本当に衝撃を受けた次第でございます。

私も保健センターに健診のときとか行かせていただくのですけれども、保健センターに入りますと本当にただ健診を受けに行くところというような感じで、小さい子供さんたちが割と行くところにしては、何となくちょっと全体が暗く感じますし、また図書なども余りなく、本当にもう少し改修をして、小さい子供さんが行くような、そういうところにしていただきたいなというふうに思っております。ここではブックスタート事業のことを質問しておりますけれども、関連もしておりますので、保健センターのリニューアルというか、改修というか、そういうことはお考えになっておりますでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

○町民生活課長（荒井英世君） そのリニューアルですが、施設的な部分でですか。

【「ええ、そうですね」と言う人あり】

○町民生活課長（荒井英世君） 例えば去年ですか、その前だったか、ドアの関係を自動ドアにしたとか、安全面の部分でいろいろ手だてはしたのですけれども、それからあと雰囲気の関係ですか、例えば小さな子供が本当に好きなときに来られるような場所という形ですけれども、その辺は何とか改善していきたいと思っています。

○議長（古橋泰治君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 先ほど教育長の所見も伺うのを忘れましたので、よろしくお願いします。

○議長（古橋泰治君） 教育長、今村好市君。

○教育長（今村好市君） 今町長が答えたことでもうお済みになったのかなというふうに思ったのですが、改めてご質問がありました。

平成13年度に秋山議員から質問がございまして、では教育委員会ではどういうことができるのかということで町民の要望、または議会のいろんな意見、町の財政状況を考えまして、いろいろ取り組んできたのが実態としてあります。板倉町はご存じのとおり、図書館がありません。そういうことを含めて、では図書の充実、もしくは町民の方が気軽に本に親しめるということを含めて4館、きのうも生涯学習とまちづくり大会をやりましたが、四つの館に図書コーナー、図書室を整備させていただきました。これは平成15年に整備をいたしました。中央公民館の図書室が3階のちょっとわかりにくいところがありましたので、これを2階におろして、幼児コーナー等も設置をさせていただきました。そういうことで、図書に触れる環境をできるだけ多くしようということを進めてまいりました。

もう一点は、情報化時代でありますので、例えば板倉町に本がなくても、県内だとか東毛地域のほかの公立の図書館である本については、これはもうちょっとPRしたいなというふうに思うのですが、各公民館にありますパソコンで検索ができます。だから、板倉町になくても近隣の町村の図書館にあるという場合については照会ができるのかなと。それと、町内にある本についてはどこの公民館からも検索ができて、どういう本が板倉町にあるかというのもわかります。1日待っていただければ、南部公民館で中央にあるということになれば、南部公民館に届けて貸し出しをするというそういうシステムも整っております。それと、町内にある図書については、各家庭のコンピューターから検索ができるような仕組みにもなっています。これはぜひ利用していただきたいなというふうに思います。そういうことで、本に関する整備については、いろんなハード面の整備はそういうことで進めてまいりました。

それと、ソフト面については、各公民館に読み聞かせボランティアの方にお世話になりまして、特に幼児期の子供たちに読み聞かせを実施しております。南部公民館だけちょっとまだ立ち上がっておりませんが、ほかの公民館すべてやっております。それと、小学校においても先ほど青木議員さんの質問にもありましたように、読み聞かせを積極的にあいている時間にボランティアとしてお世話になっております。それと、あと小学校の図書室も小中学校の図書室も一般開放してありますので、ぜひ保護者の方も含めて、そういう面においては図書を積極的に利用していただきたいなというふうに思っています。そういうことで、幼児期のうちにできるだけ本に接したり、本を通していろんな感性を磨くというのは大事なことでありますので、引き続き先ほどの町長の答弁にありましたように、ブックスタートが検討されるという時期に来ておりますので、幼児期と言いながらいずれ小学校に上がっていきますので、その辺は連携をして対応していければいいなというふうに考えております。

○議長（古橋泰治君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 公民館の図書、公民館の図書館とは言えないですね、公民館の図書室に若いお母さんと子供さんが一緒にたまに見えるそうです。そうしますと、若いお母さんはもう早く本を見つけなさいということで、なかなか子供さんと一緒になって本を見つけて、そこでちょっとぱらぱらと開いてみたりということがなかなかできなくて、早く絵本を借りて帰りましょうというそういう感じで、あそこでちょっと子供さんと一緒に本を読んでいただくとありがたいのですけれどもという司書さんのお話でした。

ブックスタート事業をやるについて、もう少しどんなふうにあるのかなというのがありますので、お聞き

したいと思いますが、保健師さん、そして司書さんはやはり持ち場、持ち場の仕事もありますので、そして健診のときは子供さんもたくさん一度期に来たりしますので、本当にそこでブックスタートの方まで手を伸ばしてやるというのはなかなか時間的にも大変かなというふうに思うわけです。そういうときにこのブックスタートにとっても関心を持っている町民の方々もいらっしゃると思います、読み聞かせをやりたいという、今現在もやっている方もおりますけれども、やってみたいという方もおります。そういう点で広い範囲で皆さんにお願いをして、保健師さんや司書さんを少しサポートする、そういうことをしながら、このブックスタート事業はぜひ早くやっていただきたいなと思いますけれども、本町でブックスタート事業をやるというお考えの中身はどんなふうにするかとお考えでしょうか。その辺をお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（古橋泰治君） 荒井町民生活課長。

○町民生活課長（荒井英世君） 具体的な方法ですけれども、先ほどの町長の答弁の中で例えばという形であったのですが、乳児健診、4カ月、6カ月、9カ月とやっておりますけれども、この4カ月の子供ですか、その辺を対象にできたらいいのではないかと感じます。読み聞かせするボランティアですけれども、既に既存でありますけれども、先ほど秋山議員さんの話ではないですけれども、関心のある方、そういった方を応募して、それをボランティアということで協力してもらいたいというふうな方法かなと思いますので、その辺検討したいと思います。

○議長（古橋泰治君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 本当にこの事業をスタートするまでには、いろいろとそういった配置とか日にちとかいろいろあると思いますが、本当に板倉町の未来を担うかわいい子供たちのために、本当に育児で悩むお父さん、お母さんが5分でも10分でも我が子をひざに抱いて、そして絵本を通して自然に親子の心が通い合う、そういう光景が見られ、またそれが実施されることによって、子供たち、またお母さんたちとの心のゆとりですか、そういうものが本当に小さい大事な時期にそれが実施されればいいなというふうに思っております。先ほどから財政の問題も出ておまして、本当に財政が大変だということはわかりますが、でも本当に板倉町または大きく言えば国を支える今の小さい子供たちのために少しの財政と、またそういう余力ですか、そういうのを大人たちも示していくということも大事ではないかなというふうに思っております。そういう観点から、ぜひこの事業は早期の実現をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。次に、災害発生時の弱者対策について伺います。地震や台風など自然災害が近年多発をしております。その災害によって日々幸せな生活をしてきた地域が一瞬にして崩壊し、日々の生活に戻るまでには長い年月がかかります。それだけに日々の備えが大事であると考えております。本町では、町民挙げての防災訓練や地域での自主防災訓練を実施している行政区や事業所もありますが、本町として災害弱者に対しての備えはできているのでしょうか。地震や台風などの災害発生時に備えて、支援が必要な身体障害者の方やひとり暮らしの高齢者、また介護保険で要介護度の高い方などへの対応策として、所在の把握や災害時の情報伝達方法など具体的な取り組みは整備されているのでしょうか、町長に伺います。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまご指摘の件でございますが、地震であるとか台風など自然災害が発生したときの情報伝達手段につきましては、災害弱者に限らず、町民全体に対しましても重要な課題であると認

識しています。

これまで防災無線を初めとするさまざまな情報伝達手段を検討してまいりました。しかし、財政難の現状の中で整備費や導入経費の面から最善の方法は見つからなくて、大変苦慮してきたというのが状況でございます。さまざまな手法を検討する中で最も確実に有効な手段というのは、何といても隣近所の相互協力にまさるものはないと考えております。平成18年度当初から行政区にお願いいたしまして、32行政区のすべてに自主防災組織を立ち上げていただくようお願いしてまいりました。現在半分の16行政区で自主防災組織が立ち上がっております。検討中の行政区もありますが、引き続いて立ち上げに向けてお願いをしていく所存でございます。

ご質問の災害弱者と言われる、例えば独居老人世帯、それから寝たきりのお年寄り、要介護者等、一朝有事の際に何らかの支援が必要な人数は約140人に上っているということでございます。私も常々この災害に関しましては思うのですが、特に板倉町で一番心配されますのは水害による災害が最も大きなものかなというふうに考えております。ちょっと古い話で恐縮なのですが、昭和22年にカスリーン台風が来まして、板倉町も被害に遭ったわけなのですが、あのころを思い浮かべてみますと、あのころの人というのはすごかったなと思うのです。というのは、昭和22年といいますと、ほとんど情報伝達手段がございません。恐らくラジオさえ満足になかったのではないかなと思うのです。でも、結果的にはほとんど被害がなかった。人的な被害ですよ、がなかったということなのです。それはどういうことかといいますと、やっぱり個人個人がきちんと認識を持って、この程度の雨の場合はこれは危ないということで、もう事前に対応したのだと思うのです。個人的な話をして大変恐縮なのですが、例えば私のうちなんかの場合ですと、割合近くのところに身寄りのないお年寄り夫婦がおりまして、このお年寄り夫婦2人は水害のあったときにはきちんとうちに避難をしていたのです。また、もちろん近隣の人もうちへ避難したということがあるものですから、万が一の場合にはだれがどの人を助けると、そういう暗黙の状況ができ上がっていたのではないかなと思うのです。

そんなことを考えてみますと、やっぱり一番大事なことは町民個人個人の災害に対する認識を高めるということがまず第一段階としてあると思うのです。それと、次の段階でやっぱり大事なことはお隣近所というか、少なくとも行政区の中でどこにどんな人がお年寄りがいるよと。あの人はだれがどうするかということをしきんとしたそういった自主防災組織ですか、これが何といても大事なかなというふうに考えていますので、これからも極力各行政区で自主防災組織を立ち上げていただくように努力をしていきたいと、そう思っております。なお、全体の町民に対する情報の伝達については前々から申し上げておりますように、いろんな方法を駆使して情報の伝達はしていきたいというふうには考えております。

○議長（古橋泰治君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁で、22年のころは本当に隣近所で助け合いながらやったものだというお話がありました。もう22年ごろよりもっと、最近個人情報保護が決まる随分前ですけども、そのころは隣の家にはどういう方が住んでいて、そして猫が何匹いて、そして犬がいてとか、そういう本当にその家族の状況が把握できたわけなのです。隣の家にお茶を飲みに行ったりとか、そういうことをしながら自然と自分の地域にはどういう人が住んでいて、どういう動物とかそういうものがあるかなというのは本当にわかりました。ただ、個人情報厳格になりまして、やはり中に入っていくということまではなかなかできない状況になっておりますし、世の中も大きく変わりました。本当に昔のように隣近所で助け合ってや

ることが一番いいとは思いますが、それを指導していくというか、そういう立場はやはりある程度役場でこれをシミュレーションというのですか、そういうこともやっていくことも大事ではないかなというふうに思っているわけなのです。

特に板倉町の昔からある既存の住宅はいざ知らず、今ニュータウンの方ではピンポンというふうにチャイムを鳴らして来るわけですね。そうしますと、相手の方がこちら側が見えるようになっておりますので、訪問者の方がわかるわけです。そうしますと、いろんな方が訪問しますので、自分の家と余り関係ない場合、セールスとかそういう方ですと、もうその門のところ、そこでインターホンでシャットアウトということになるわけです。それも今の時代には大事なことだと思いますけれども、その辺でよく私たちも区長さんとの懇談をさせていただきますけれども、町の方ではとにかく行政でやってほしいとは言われても、なかなかやはり個人で、では自分の住んでいるところはどうかというふうに見ようと思うと、なかなかそれが困難であるということは、いつもお話の中には出てきます。そういうことを考えますと、やはりある程度町の機関があるわけですので、要援護者台帳ですか、本当にそれを見れば大体その地域にはどういう人が住んでいるということがわかるような、それは範囲内ですけれども、そういうことで要援護者台帳をつくるということも大事ではないかなと思うわけです。それは、役場もそうですけれども、社会福祉協議会ですか、社協での連携ですか、情報の共有化、そういうの図りながら、そういう台帳をつくっておくことも大事ではないかなというふうに思っております。

今メール配信もしておりますけれども、メール配信をできる人にも限りがあると思うのです。やはり弱者、災害弱者となりますとなかなかその辺もできないのではないかなと思うわけなのです。そういうときには、やはり要援護者台帳というのがもともになるのではないかなと思っております。その中には本当にいろいろ災害が起きたときに、この人のことはだれが助けてあげる人はどういう人かとか、まただれかとか、そういうのも一緒に進めていくとより鮮明になるのではないかなというふうに思うわけですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 何年前に、どこだったですか、愛知県だったかあっちの方で水害があったことがあるのです。その場所についていろいろと検討させてもらったことがあるのですが、話を聞いてみますと、一番やっぱり大変だったのはいわゆる社会的弱者というか、お年寄りというか、そういった方の救出というか、これが一番大変だったそうなのです。そうした人は極端に言えば自分で逃げるわけにもいかない。2階に上がることもできない。そういったことで非常にそれを心配したそうです。ですから、万が一の災害の場合はそういった人をどうやって助けていくかというこれが一番大事かなと思うのです。ただ、最近は個人情報の保護というのがありまして、なかなかその辺との兼ね合いが難しいのですが、よく区長会でもあるのです。隣近所をやれといったって、全くわからないと、隣近所がどんな状況か。ということで言われていますが、やっぱりこれは人間の生命に関することですから、最小限例えば区長さんに先ほど申し上げた140人なら140人、これはおたくにはこんな人がいますよという情報は、これは出してもやむを得ないのかなという気がするのです。その人を行政区でだれがどうすべきかということを考えていただいて、万が一の場合には助けていただくと。こういった仕組みが必要かというふうに考えておりますので、区長さん方にはそんな方法で徹底をしていきたいと、そう考えております。

○議長（古橋泰治君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 本当に板倉はもういろんな災害から免れておりまして、私たちも日々ありがたいなというふうに思っております。ですけれども、この自然災害はいつどのように起きてくるかということは私たちにも予測はできないわけです。そういうときの体制というのは、やはり日ごろからつくっておかなければいけないと思うわけです。

本当にどなたもご存じですけれども、災害は忘れたころにやってくるということはもうご存じのとおりでございますので、本当に日ごろの備えをやはりやっておくということで、防災訓練とか、行政区で自主防災組織を立ち上げている行政区もあるということで、私たちに対して本当にありがたいというふうに思っております。これから円滑にそういう方向性でいけますように。行政区におきましては自主防災組織を行政区で立ち上げたいというふうに区長さんの方からも伺うのですけれども、なかなかそれを、では具体的にどんなふうにするかというのは、やはりこれも地域住民の先ほど町長おっしゃいましたけれども、本当に自分の身は自分でという意識を育てていくことも大事ななというふうに思っております。そういうこととあわせて、やはり行政でできることは行政でやっていただいて、個人個人でできることは本当にみんなで協力し合ってやっていくということで、できましたら台帳ですか、要援護者台帳なども一つの考えかなというふうに思っておりますので、ぜひとも備えという観点からお考えをいただきまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

時間はまだありますけれども、12時でありますので、この辺で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古橋泰治君） 以上で秋山豊子さんの一般質問が終了いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

1時より再開いたします。

休 憩 （午前11時55分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（古橋泰治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、石山徳司君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 6番（石山徳司君）登壇 ]

○6番（石山徳司君） それでは、通告に従いまして幾つかの点についてご質問申し上げます。

まず、最近の天気予報だとか自然災害のニュースなどを見ていると、温暖化の影響ですか、竜巻やらダウンバースト、突然襲ってきて、せっかく築いた財産、資産を一瞬にして失うと、そのような局面を聞くにつけ、見るにつけ、幾つかこの制度を拡充する意味においても問うていきたいと存じます。

たまたま農業共済制度というのが、我々は農家でありますので、キュウリだとか米、麦、あるいは果樹、そういうものについての共済制度というのは生まれたときから何か備わっていたような覚えがありまして、被害を受けたときには食べるぐらいは何とか補ってくれる制度が、何かこれを見ますと、やはり途中から、

21年ごろからできたような文面も見た覚えがありますので、これはそうするとその情勢に応じて変えられたり、あるいはつくられたりできる部分もあるのかなという意味合いの中で、ちょっと直接的には共済制度というのは町とはかかわりが無いというご意見も伺っているのでありますけれども、執行者という町長、館林市長が執行責任者で、各市町の5町の町長が副管理者と申しますが、管理者ということでもありますので、その管理者というお立場におつなぎしたい。そういう意味合いの中でご質問は申し上げたいと存じます。

共済制度が、文面にもありますように、各市町の出金によって、それまでは国から一括で1億1,000万ですか、前回は話したのですけれども、予算措置がされていたと。そうすると、共済制度そのものが強固なものであるという認識を一方では抱けたという側面もありました。18年度からは板倉町を含めて出金で共済制度が立ち行くことになっているということをお話しすると、これは建物共済という制度が農業共済制度の抱き合わせとしてあります。私の第1問の質問なのですけれども、これ非農家であってももちろん財政の動きを見ますと一般財源から拠出するということでもありますので、自動的にどなたでも平等な範囲内の中と条件の中で運営されるべき農業共済制度とはいうものの、共済という形の中でそうならざるを得ない側面がありますので、その辺のところを副管理者ということである程度の会議の席上には出席されていると思しますので、お伺いしたいと存じます。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） ご質問の件でございますが、組合の方ともいろいろと連絡を取り合っているわけでございますが、この制度は農林水産省の認可を受けて実施をされている事業でございますが、建物の構造種別等の区別はあるようでございますが、これが同一であれば掛金と同じになると、そういうことと認識いたしております。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） やはり制度的に変革期にありますので、非農家であっても平等の枠内の中で建物共済は運営されていくと、そのように認識をいたします。

次に、私のもらった資料によりますと、建物共済といいますが火災、落雷、破裂、爆発、水濡れ、盗難による破損とか汚損、物体の落下、飛来、騒擾（そうじょう）に伴う損傷、車両の飛び込みによる破壊等が補償されるということになっておいたのが今までの建物共済、とりあえず火災部門の共済制度ではありました。それに今度の総合共済という形の中で地震、それと三つの部門がありますけれども、土砂崩れ、それと風水害による雪害の3要件が加わって総合共済制度が立ち上がっているわけでありまして、竜巻被害の補償がなされる。しかし、掛金はたまたま地震の部門でありますけれども、これ掛金が総合共済になったという時点で大体一般の家屋からすると倍近い掛金になると。それで、ほかの風水害だとか土砂崩れにおいてはそういう条件設定はないので、満額の補償だと認識するのですけれども、この地震の場合のみ30%しか補償対象にならないという特別なそういう理由づけというのは、被害が甚大であるというそれだけなのでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの件でございますが、ご指摘のとおり、総合共済というのは建物共済に風水害、それから雪害、土砂崩れ、地震被害等の自然災害の補償が加わったものでございまして、風水害、

それから雪害、土砂崩れ等につきましては加入金額の範囲内において被害に応じた補償がなされるということでございます。しかし、地震被害につきましては、国が定めた保険料率算定の基準の一つであります所在地の等地別区分というのがあるようでございまして、それによりますと群馬県は1等地から4等地の区分のうち、地震の被害が少ない地域である掛金率の低い2等地にはなっていますが、掛金の負担増をかんがみまして、加入のしやすさを考慮して30%に設定されているものでございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 被害が甚大になるというような、特定範囲内に甚大な被害が起こるということでありまして、それが余りにもはかり知れないという意味合いだと理解します。

それで、一昨年ですか、新潟中越地震あるいは福岡とか宮城県沖を震源とする大型地震がここ3年ぐらいの間に起こったわけでありまして、これ補償、地震保険そのものの多分対応だったと思うのですが、地震保険ということで資料もいただいてありますけれども、別枠の運営になっておりますけれども、全体で20%の保険加入率だと、全国平均で地震保険の関係につきましては、多分これ総合共済を含めての話だとは思いますが、これで今までの中で特別に地震が起こったという地域の中で補償行為がこれに沿ってなされたと思うのでありますけれども、ほかの補償を含めまして、ほかには何の手当もされていないと。入っていないければ、もうそれは完全に自己責任の中に属したというそういう話を頭の中で描いておられますか。

結局前例の中で補償行為がなされたというのは、やはり30%とか、30から50という地震保険でいいますとありますけれども、そのほかの補償行為というのも入っていないければもう全然それは除外されると。たまたま公共施設の場合は激甚災害法とか何かでやっぱり優先的に税金を使って補償されるという制度になっておりますけれども、その個人の私有財産についてはもう見捨てられるという形なのではないでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今ご指摘のとおりであるというふうに思っております。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 地震保険というのはやはり私制度的に何か裏づけがあってなされたものかなと思っております。分譲マンションだとか板倉ニュータウンの中でもやはり自分で全額を自己払いというか、一括購入するという人は多分少ないと思います。やっぱり返済計画のもとに金を借りて、その建物に対して補償行為というか、自分で弁済というのですか、買い取るという形の流れの中にあると思うのですが、仮にこういうものは今の社会情勢を見ますと、東京の周辺で新興住宅地で自己資金で全額払ったという人はまず皆無ではないかなとは思っています。多分そうだろうと思うのですが、そのときに、例えば関東大震災みたいなのが突然襲ってきたときには、公共施設においては特例的に激甚災害法、その中で立ち直れる、補修されるという法的な枠組みがあるのですが、借金までして、この間の姉歯ではないのですが、何千万も自分でお金を借りて、買った品物が今回は地震ではなくて法的な不備の中で発見されたわけでありまして、逆に言えばそういう建物が地震になったときに大被害が起こって、弁済が不可能だという個人に対する補償制度というのやはり考えるべき時代、あるいは余りにも借金で経済が運営されているという側面を見ますと、その辺の補償というの国あるいは県とか、そういう政治的なレベルで考える時期に来

ているのかなと考えてしまうのですけれども、副管理者としてのご所見がありましたら、一言お願い申し上げます。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 激甚災害制度というのがあるわけですが、法律に基づいて地方財政負担の緩和であるとか、被害者に対する特別の助成を行うことが特に必要であると認められる場合には、その災害を激甚災害と制令で指定して、特例措置が適用になるということでございます。激甚災害は、被害の大きさによって全国的規模の場合は本激というのだそうです。それから、市町村単位で指定できる局激というのがあるのだそうです。この局激についても被害額の基準を満たさないと指定されません。例えば激甚災害によりまして罹災した住民のための公営住宅の建設については、建設費用の4分の3が補助されますが、市町村の区域ある住宅のうち滅失戸数が100戸以上、また1割以上でないとは指定されないそうです。激甚災害によります補償制度というのは、公共施設災害、農地、農業用施設災害、中小企業施設災害関係ほかがあるようでございますが、いずれも災害による被害額が定められておるようでございます。

今質問のあった個人住宅関連かなと思うのですが、激甚災害による個人住宅関連の救済措置はないようございますので、とりあえず農業共済制度の建物共済とか、あるいは個人個人が加入する民間の保険に加入して守る以外には現在のところないという状況のようございます。ただ、そういったものを公的なもので考える時期に来ているのではないかというご指摘でもございますが、ちょっと今の段階では何とも申し上げられませんので、またこれは関係機関と連携して研究をしないと何とも言えないかなと思っております。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） ただいまの町長の答弁につきまして、現状ではその範囲内かなとは推察いたします。また、そのようなお考えはやはり我々共済議員として共済組合には行ってはいますけれども、議題に上るものが年に二、三回ありまして、それは留保金の取り崩しあるいは補償範囲内の設定だとか、割戻金の分配についての会議であるという頭で認識しています。その制度上の欠陥についたり、先ほど町長が申されましたように、個人に対する災害、地震による特に広範囲で甚だしい被害をこうむるとというのが前提でありますので、その辺のところを共済組合で、我々共済議員が行って討議するというような項目ではありませんので、多分県レベルあるいは国レベルの管理者同士の会合の席上においてのみ発言できる項目かなと思っておりますので、その辺のところは折がありましたら上におつなぎいただきたいと存じます。

次に移ります。たまたまダブるような話になって恐縮ですけれども、この間、去年ですか、館林市のハウスが2棟ばかりダウンバーストで、寄居地区の南側なのですけれども、そのときに吹っ飛んでしまって、もうつぶれていてどうしようもないと。そのようなときにどのような範囲内で補償がなされたのかなという意味合いの中で、共済事務所等にお尋ねもしたのですけれども、これのときには規模が余りにも狭い範囲内で2棟でしたので、これは県の条例によって、ちょっと勉強不足でそこまで内容までは勉強したことはありませんが、対応したと聞いています。このような多分余り例がないことでありますけれども、ダブってしまう話で恐縮ですけれども、住宅は先ほど町長が話されたので、これは割愛させていただきますけれども、県の条例というのまで、その上はもう国の激甚だということでもありますけれども、それに倣った、県にも激甚災害法に匹敵するような条例等というのがそろっているというそういう意味で頭に含めてよろしいでしょう

か。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 基本的にはそういうことだと思うのですが、激甚災害法とかいろいろあるようでございますが、新潟の中越地震での住宅の被害にかけてちょっと申し上げさせていただきますと、平成16年11月22日時点の住宅の被害状況が、被災地全域で全壊棟数が2,515棟、うち新潟県長岡市が755棟、小千谷市が662棟、川口町が570棟等であったことによりまして、激甚災害の指定基準のうち被災地全域滅失戸数が1,200戸以上かつ1市町村の区域内で400戸を上回るという激甚災害指定基準8のB基準というのですか、これを満たしているため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条、これは罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例の指定を受けているようでございます。また、適用された措置の概要としましては、この同法の第22条に基づいて当該激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合には、予算の範囲内において該当公営住宅の建設等に要する費用の4分の3を補助すると、そういうようになっておるようでございます。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 避難措置あるいは人命とか、そういう生活そのものに対する後での生活に対する保護措置というのは、激甚災害法の中には予算づけはされるけれども、例えば残された自分の家屋についてはその対象外だという認識ということでしょうね。

では、やはりそれを考えますと、地震に対するせつかく総合共済事業の中でも、地震保険についてもそうですけれども、これ民間会社でも多分やっていると思います。そういう運営上の中で、まして共済制度もだんだん一般財源化されて、農業だとか非農家だとかという区別もなくなるというのが今後の社会かなと思います。特に私この文面を見たときに、地震被害に対する共済制度の加入者が全国平均で20.3何%だとかという資料をいただいていますけれども、大体見てみますと30から50の補償の中で2倍あるいは2倍強ぐらいの、先ほど町長が申されたように、危険地域の1、2、3、4の指定の中では、1から4になりますと危険地域ということで倍ぐらいの掛金にはなるというような資料なのですけれども、これ例えば火災共済と地震共済、ダウンバーストとか竜巻も含めてですけれども、全体の中の自然災害に対する被害というのを一緒にたにして、仮に8割ぐらいの加入率に達成すれば、逆に言えば火災保険、今ある建物共済制度の二、三割り増しぐらいの保険金である面では対応できると。先ほど申されたように、激甚災害に指定されるようなときには、先ほど話されましたように、国から35とか65とか、そういう補償制度もあるということですので、これはもう国として、あるいは共済制度の中の保険ではないですけれども、国民共済ではないですけれども、国民年金だとか、そういう意味合いの中で考えておいた方が、今の経済状態の中と若い人たちの持ち家制度を促進するという意味においても、落ちこぼれを少なくしていくそういう裏づけになるのかなと思ひまして、その辺のところを会議のたびにどうぞ運営の方、職責の方に具申していただきたい、そのように申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

2番目の次の質問ですけれども、前議会の中で東、西地区は都市計画法枠内で下水道なり道路なり排水路の整備が自動的に予算づけされていくような旨を受けた覚えがあります。北、南地区については純然たる農村地域だと。それは何で決まるのだといったら、昭和50年の枠組みの中で1ヘクタール当たり40人以上の人口密度のあるときには、ある地域においては住宅指定の農村ではなくて、そういう制度が適用されて、逆に

言えば建設だとか土木関係の予算配分の措置というのが、地域で申請された場合は優先的に多分振り向けられるというそういう側面を持っているものと私は頭で認識しています。逆に言えば、北と南の人口密度が40人未満の地域、俗に言う準農村地域においては市街化区域が設定できないから、必然的に何か道路をつくとか、あるいは用水堀の改修とか、排水堀の改修とかというのやはり農業施設として現存しているわけでありますので、板倉町としても農業関係の予算を使って、それに対処せざるを得ないという側面が出てしまうのかなと。そういう認識でありますけれども、その辺の認識でよろしいでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 小野田都市開発課長。

○都市開発課長（小野田国雄君） 市街化調整区域と、それから市街化区域の関係ではないかと思っておりますけれども、板倉町は昭和52年に線引きをしたわけですが、市街化区域につきましては市街化を優先する区域、それから調整区域については抑制する区域ということで線引きをしたわけですが、今議員さんがおっしゃられるように、人口密度の関係とかいろいろな関係で線引きをしましたので、南と北地区についてはそういう条件に当てはまらないということから調整区域ということでありますので、今後ともそういう形になっていくのかなというふうに思っています。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） ただいまの課長の説明の現実がそのとおりでありますので、そのように認識しております。

ただ、私の言いたいのは、上からそういう指示があるということを前提に考えますと、たまたま今回の農地防災事業の絡みなのですけれども、この枠組みを決めるときに、地図で見ますと農業地帯が農地防災事業の中の枠内におさまっている。南地区と北地区のほとんど、西地区も水田地帯はそうでありますけれども。この中で私の頭の中でいきますと、農地防災事業という遊水池をつくってくれて、機場を改築するというその枠組みがあるということだけで大喜びしたというそのような頭で認識してありますけれども、これ最初に昭和52年に策定したということは、逆に言えば市街化区域の指定等もそのときに、裏返しで言えば国の方では先を見越してもう策定したから、私の考え方でいきますと、逆に言えば農地防災事業は市街化区域に指定できない区域のための公共工事の裏づけでもあると。あるいは、財政援護措置でもあるというそういうふうな認識もとられる側面を感じてしまうのですけれども、特別にそういう区分けというのは承っていることがありますか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林正次君） 農地防災事業につきましては、この地域の農地の被害ですか、これらを災害を未然に防止しようという形の中で、関係市町で立ち上がって協議会をつくって、国に申請して認可をもらったという事業です。ですから、市街化区域だとか調整区域だとかそういう話ではなくて、現に困っていると。要するに排水施設の排水機能が当時造成したときより機能が落ちていると。60%、70%ということで落ちているということで考えまして、当時は4市7町ですか、4市7町の農業利水協議会の中でこれらを立ち上げて国に要請して、農地防災事業を行おうということで、これは地域の人たちが立ち上がった結果でございます。ですから、4市7町の関係する職員と、あるいは土地改良区、それらで集まった中で協議して、何とか邑楽土地改良区で管理している第1排水機場の機能回復だとか、あるいは幹線排水路、そういったものについての機能回復を行おうということで国に認可をもらって、国が国営事業として実施しているところ

でございます。また、それを補足するというので附帯県営事業ということで、やはり県が主体となる農地防災事業もあわせて実施するというようになっております。ですから、市街化区域だとか調整区域だとか、もちろん農地防災事業をやるについては市街化区域は対象にはなりません。一応市街化調整区域のいわゆる青地ですか、青地について対象ということになります。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 地域から要望で農地防災事業を導入した、あるいはされたというただいまの課長の説明でありますけれども、そのときのメンバーというのはやはり昭和50年代の人たちということでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林正次君） 昭和50年代の話ではなくて、平成に入ってからです。この事業を立ち上げようという形で持ち上がったのは、恐らく平成五、六年の話だと思います。それらから始まって、何とか早急に改修しようということで、国を巻き込んで協議会をつくって、それで当然県も巻き込んで、また栃木県も巻き込んで協議会をつくって、それで初めて国に申請して認可をもらったと。平成12年に認可をもらったという事業です。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 最近のことだと、平成になってから、それは我々地元から要望されて国の方から認定されたというふうな話をただいま受けたわけですが、農地防災事業の生い立ちそのものが昭和40年から60年の間の平均降雨量をもとに遊水池なり、あるいは策定事業をしたというような文面に載っておりますので、その辺の話を持っていった方が板倉町の中でどなたかなというそういう意味合いの中で質問を申し上げました。古い話でありますので、多分頭には認識はないと私も改めて今感じたわけですが、このときに私記憶がないのか、されなかったのかわからないのですけれども、せっかくそういうものがあつたときには、やはり地元の未改修の部分についても枠組みの中にもし入れてもらえたらという意味合いの中で今回質問を出させてもらいました。

というのが、大曲、大荷場、細谷前、これは広域農道から南については基盤整備該当地域ということでありますので、改めて農地防災事業を受け入れてやるというそういう理論づけができないというところで私申し上げますけれども、ただ広い基盤整備事業の枠外であります大荷場の前の方、宇治川議員さんがおいでになりますけれども、その中に屋敷のところまでは町の道路拡幅に伴って三面工事がなされた排水堀が整っていると。南側の広域農道についても、これは我々が二十二、三のところですか、既にこれは万全な枠組みの中で基礎ぐいまで打って、排水の設備が整っていると。ただ、その間の100メートルの間の土堀の堀なので、すけれども、これ町に陳情が多分出ていると思います、10年も前から改修してもらいたいという意味合いの中で。数えたら大曲前が2本かな、大荷場前が3本、細谷前が3本、合計でいっても1.5キロか、せいぜい2キロはないと思います。せっかく農地防災事業が逆に言えば地元の要望でなされたというのであれば、今からでもやはり地元負担が10割、県が3割、国が6割の農地防災事業でありますので、その辺のところはどうも捨てがたい部分があるなと思ってしまうのですけれども、その辺のところの町長のご所見はいかがでしょう。

○議長（古橋泰治君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林正次君） 農地防災事業につきましては、先ほど申し上げましたように、幹線排水路

ということです。そういう小さい排水路等につきましては該当になりません。それで、陳情は確かに何年前に出されたという形で私も記憶にございます。ただ、予算の配分が町の方でできないということでございます。農地関係でその排水路を整備するということになりますと県単事業ですか、小規模土地改良事業というものがございます。これは補助率が40%でございます。ただし、60%の裏負担を町が用意しなければできないということになりますので、先ほど来財政が厳しい状況の中で取り組めるかどうかは、今後のあれだと思います。一応陳情は受けて、採択になっております。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 県営ならと、私はその一縷な望みも捨てがたいと思いますのは、多分そういう返答だろうということで、農免道路の下に今で言えば海老瀬、館林までの昔の農免道路、今で言えば県道に格上げされましたけれども、その下に土管の排水、土管が通っていますけれども、それが除きますと全部大荷場前は破れていて、いつ道路が崩れるかわからないと。ということは、もう県道になりますので、黙っていても崩れればだれが死のうが何がしようが直すのは県だと言えればそれまでですけれども、結局そういう事業がぶら下がっているということになりますと、いずれ県だってやらなくてはならないと。県の負担を少なくして、逆に言えば県の立場とすると、そういう農地防災事業に絡めたり、県の事業に絡めた方がより有利に事が進むのかなというそのような観点であえて質問をいたしました。それは、やはり町長の政治力に頼るといふ部分が大でありますけれども、その辺のところをどうぞ頭に秘めていただいて、多分3年以内ぐらいに一部の道路が陥没して、どなたかの車が大破するのか、死亡が出るなど私は確信しております。

では、次に移ります。3番目、広域合併市町の誕生はということで、先ほどちょっと話も出ましたけれども、町の組織改革の中で1局4課へ移行するというような話は議会の中でも承っております。これ私質問を出すのは議会の資料をもらう前でありましたので、全国统一されたという文面を入れてしまいましたけれども、やはりこれは私の思ったとおり、自治省絡みの将来を見据えた組織変革の流れの一環かなと改めて認識いたしました。特に例えば課長たちがグループリーダーになって、4課の課長が、先ほどの話ではないですけれども、部長と同じような職責を全うするのだと。それは、やっぱり職員たちの教育手段としても避けがたい、そういう側面を持っていると思っております。

また、広域になりますと、先ほどまで、きのう、おとといまで助役という形の中で町長の補佐役がおいでになりました。これ当面は置かないというような町長のご所見でありますけれども、我々異論を挟む余地はありません。財政事情の実権を握っておいでになるのは執行者であります町長でありますので。でも、これやはり部長職を4人の方で合議制というのが常に適当かなと、そのような私危惧を抱いてしまいますけれども、その当面というのを町長みずからがどれぐらいの範囲内だにご認識されているのか、伺いたいと存じます。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） この間の議会の中で当面というふうに申し上げたかなと思うのですが、別に何月までとか、何年までとか、そういう特に考えはございませんで、しばらくの間というか、ちょっと今のところは考えていないというのが現状でございます。

○議長（古橋泰治君） 石山徳司君。

○6番（石山徳司君） 私もさっきから農地防災事業絡み、あるいは共済制度の中の地震に対する補償制度、

これやはり国とか県に顔が出せる人がいるから言うのであって、なったばかりの町長だったら私はこんなことは言いません。それは、町長が向こうに行ったときに、では町の中をだれが担うのかと。そのようなことを私は期待するわけです。いなくてはならないものですので、その辺のところは町としては真剣に考えていただきたい。これは私が言うまでもなく、町長の今までの経歴とか生きざまを見ますと、それに私はかけたと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（古橋泰治君） 以上で石山徳司君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告5番、宇治川利夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 4番（宇治川利夫君）登壇 ]

○4番（宇治川利夫君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

まず、最初の邑楽土地改良区についての質問ですけれども、この関係につきましては2月の全員協議会の中で小林産業振興課長さんの方から話があったわけですが、私この質問を通告書を提出するときに、その関係がちょっとわからなかったもので、今回この質問を書いてきました。事務局の方から多分今日の協議会の中でこの話が出るかもしれないというようなことを朝承ったのです。そんな中、でもせっかく書いてきて、一応町民の方も今この方向についての話がどういう話が進んでいるかと。そういう心配をしているのかなと思ひまして、帰り際提出させていただいた経緯があります。ですから、かなりこの前の21日の協議会の中で課長の話が出されましたけれども、重複する質問が出てくるかと思うのですけれども、理解をいただきまして、質問させていただきたいと思います。

この邑楽土地改良区の話は昨年2月、当時の理事長さんでありました江田理事長さんの方から邑楽土地改良区の町へ管理移管についての請願書が提出され、3月定例会で採択をしました。1年が経過します。このときは19年度から町移管に向けてということでしたが、18年度中の移管に向けた動き、あれは会議の中身が議会あるいは町民の方にも示されなかったということです。そこで、この関係についてはプロジェクトチームを立ち上げてというふうな話も出ておりました。そこで、このプロジェクト委員会をどんな目的で、いつごろ設立し、どのような人たちが構成したかということをお初めに伺いたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 前にもあるいは申し上げてきた経緯があるかもしれませんが、整理する意味でもう一度申し上げますけれども、プロジェクト委員会につきましては、昨年の3月の議会において請願書の採択を受け、翌4月に設立をいたしました。しかし、途中理事の交代等もございまして、9月に入ってから現在の作業部会であります邑楽土地改良区管理移管推進協議会幹事会というこの規約、組織、構成員が決まったわけでございます。また、幹事会の構成につきましては、町職員と、それから邑楽土地改良区の理事及び邑土の職員、それから館林農村整備センターの職員で構成されておまして、今年の2月までに計7回開催をして、検討をしてきたということでございます。なお、幹事会の目的は、請願書に沿って邑楽土地改良区を町に移管して、邑土賦課金を半減するため、これまでの邑楽土地改良区の業務全般にわたって十分検証をして、そして上位機関であります管理移管推進委員会に諮問することを目的としておるわけでございます。

以上です。

○議長（古橋泰治君） 宇治川利夫君。

○4番（宇治川利夫君） 当初この話が出てきたときには、組合にとっては大分賦課金が半減されたり、いいことだというような話に思っておったのですけれども、その中で理事会でいろんな協議をなされているというふうな話も伺ったのですが、最初プロジェクト委員会を立ち上げて1年後ぐらいにこれを町の方に移管というふうなことになっておりました。

そこで、プロジェクト委員会についての話は伺っていたのですけれども、その幹事会という部分が当初の時点で出ていなかったかと思うのですけれども、先ほど聞きますと構成員もその幹事会の話は伺いました。ただ、7回ほど会議を持ったというふうな中で、そういう話が議会にもつながってこなかったし、その件でちょっとどこまでこの移管についての話が進んだかなというような、その辺が一番危惧されたというか、心配しておったところなのですけれども、もう少し7回の会議の中身について話をいただければと思うのですけれども。

○議長（古橋泰治君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林正次君） 先ほど7回という形で、これは幹事会ということで開かせていただきました。

内容的には、先ほど町長から答弁されたように構成員はそういった形で、いわゆる事務レベルですね、事務レベルで大体検討を重ねてきたということです。一応公募の役員さんを夏に募集しまして、秋口に決まったわけなのですが、その上の組織、管理移管推進委員会という形で、これらが決定する機関ということで設けさせていただきました。その管理移管推進委員会につきましては、12月4日の日に1度やったきりでございます。それまでプロジェクトの中、いわゆる幹事会の中で邑楽土地改良区の経理面だとかいろんな課題がございました。納税組合の問題だとか、あるいは手当の問題だとか、あとはパイプラインの電気料ですか、こういった問題、これらにつきまして進めていこうという形でいろんな提案をさせていただいて進めてきたところでございます。その中で先ほど申し上げました12月4日の日に管理移管推進委員会を初めて開催して、そこで話が決まったのが排水事業につきまして邑楽土地改良区の総意ということで町に排水を移管したいということで総意を受けまして、その推進委員会の中で町が排水について担うという決定をさせていただいております。ですから、その後につきましてはまた年を明けて幹事会を2回ほどやったわけなのですが、その後につきましてはそれらについての決定を受けたものに対して、今度は邑楽土地改良区の改革をどうしていく。それとあわせて、賦課金の削減をどうしていくかという町側のシミュレーションも出させていただいております。ただし、現在のところ町側のシミュレーションについて、邑楽土地改良区のいわゆる役員さんですか、了解がまだ得られていないということでございます。一応内容的には、言ってしまうのいいのですか。次の質問の方で.....

〔「続けてください」と言う人あり〕

○産業振興課長（小林正次君） 内容的には、排水事業が町に移管されることによって職員の人数も余るのではないかとということで町の方は考えさせていただきました。そうすると、余った職員の受け入れをどうしようかということもあわせて考えて、あわせてさらに賦課金を半減するためにはどうということで検討させて、そのシミュレーションを出させていただいております。排水事業が町に来ることによって、職員が当然

余るだろうと。邑楽土地改良区の業務につきましては年間通して業務が集中する業務ではございません。いわゆる5月から約10月ぐらいまでの間の業務が主力かなと。事務だとかそういったものは当然年間通してございますが、主な業務といたしますと、そういった排水管理と用水管理、これらが今まで主な業務ということでございますので、5月から10月の業務と。そうすると、排水事業が町に移管するということになりまして、そうすれば当然職員数についても余剰人員が出るだろうと。余剰人員については町が受けて、いわゆる余剰人員、例えば3人、4人、こういった方たちの職員を町側が受けることによって、町は町で仕事をやってもらいますから、その対価といたしまして町から邑楽土地改良区に職員分についての給与分ですか、これらを支払うことによって人件費が薄まるだろうと。邑楽土地改良区におきましては、人件費の分を町が出してくれるということになりますので、賦課金もあわせて下げていけるだろうということで考えまして、そういった提案をさせていただきます。考え方といたしまして、3月中にそれらを基本的な考え方といたしまして決定をしたいというふうに事務局の方で考えております。19年度に入ると細かい定款の変更作業だとか、そういったものに入っていて、その中で19年度中の早い時期に移管ができればというふうに考えております。

また、さっきの話を申し上げておりませんが、移管につきましては請願書の内容だと全面移管というものがございました。ただ、この全面移管について考えたのですが、邑楽土地改良区の業務が用水と排水という形で従来行ってきたところなのですが、排水を町に移管することによって用水に特化する。定款表だと用水もあわせてという形で理解できるのですが、そこがちょっと難しいところで、邑楽頭首工が館林にあるということもございまして、また農家の方も館林の商業地だとかああいうところの人たちも受益に入っている。また、出耕作をしている方もいるということもございまして、用水事業につきましては当面は町への移管は難しいということで、排水事業のみ町へ移管すると。さらに、賦課金を下げるためには職員の削減を図ると。削減を図った職員については町が受け入れを行うという形で改良区の方に提案をさせていただいております。一応そういったものの基本的なものを3月中に決定できればというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古橋泰治君） 宇治川利夫君。

○4番（宇治川利夫君） 先ほど課長の話からいたしますと、12月に1回管理移管の推進協議会、これを行っております。そういう中で、プロジェクト委員会の方から一応出されたものを検討するという立場だと思うのですが、それが決定機関になっているような認識をしております。まさにそのとおりであるわけなのですが、12月の会議の中であのときはまだ具体的な話も出ていなかった気がしたのですね、邑耕の方の理事会で。先ほど出ましたように、理事会で一本化になっていないと。今二つの案があるような形に受けとめたのですが、それを先ほどの話でまとめてもらって、3月中には何とか決定したいのだと、そういう話なのですが、そういう形でいきますと流れが見えてきまして、私どもが心配するのは板倉町役場が職員の採用を過去していないわけです。そういう中で邑耕の職員さんを町が受け入れると。そういう形の中で人件費の問題があると思うのですが、厳しい財政の中でやはりその辺の問題が、農家をやっている方はある程度理解できるかと思うのですが、一般の非農家の方が町の中にかなりおると思うのです。ですから、その人たちの理解、その辺はどのような形で理解を求めていくのか。

○議長（古橋泰治君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林正次君） 管理移管推進委員会の役員構成の中で一般の方も入れてございます。町民

代表ということで、また公募の方も入っております。そういった方たちの意見を聞きながら、最終的な決断をさせていただくと。当然PRもさせていただかなければならないというふうに考えております。

○議長（古橋泰治君） 宇治川利夫君。

○4番（宇治川利夫君） この推進委員会の中で一般の方を公募と。ところが、一般から2人はわかっているのですけれども、実際に公募したのはもっと多かったと思うのです。ですが、そういう方が満杯にならなかったというようなこともあるわけですから、その辺の関係。1人は議員さんであって、お一人だけという形だと思うのですよ、本当に一般の方は。ですから、そのぐらい。さっきの課長の話ですと一般の方が入っているからという答弁だったのですけれども、その理解が得られるかということとちょっと難しいと思うのですね、その人件費についての。やはりこの辺は町が新職員を一人も採用していない中で邑耕の方というのがすごくネックになるような気がするのですけれども。その辺は、先ほど言った対価の中でという話もありましたけれども、それだけで理解が得られるかということだと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） もちろん町の方でも極力職員の人数を削減しようということで、これまで一生懸命取り組んでまいりました。もちろん今後もそういった方向でいくつもりなのですが、ただその中でやっぱり当然町の仕事もかなりあるわけでございますので、それを新しい職員を採用して充てるのかということもあるのですけれども、現時点においては農家の方が邑耕の賦課金の関係で非常に苦勞されているということもあるものですから、その辺やっぱり町民の方によく理解していただくように努力をして、邑耕と町が一緒になって少しでも農家の負担を削減したいと、これが大前提でありますので、そういったPR等は十分させていただきたいと、そう思っております。

○議長（古橋泰治君） 宇治川利夫君。

○4番（宇治川利夫君） この町移管についての話が出て、町議会としても昨年全議員で福島県の国見町を見学、研修させていただいたのですけれども、あそこの町とうちの町の邑楽土地改良区とはちょっと中身が違ってまして、たしか町からの負担といいますが、現金を出している部分が200万とか何百万という単位で済んでいるのかと思うのです。ですから、あそこは最初からそういう形で町が排水事業を行っていたと。あそこはそれでわかるのですけれども、ただあそこの農家の方たちもやっぱり自分たちが負担している部分があると聞いたのです。それはどういう部分かということ、板倉町ですとパイプライン代とかそういうのを払っていますけれども、ここは山のダムから水を用水として入れると。その水路の確保について、自分たちが実費でその水路をつくっている。それを田んぼに水を引き込んでおりまして、それが1反、10アール当たりどのぐらい払っていますかという話を聞きましたら5,500円というふうな話をしていたのです。ですから、今町が現行ですと6,700円の賦課金だと思うのですが、その半減だと3,500円というような話も板倉町の方では進んでいるのですけれども、確かに事業を起こす場合には必ず自分が負担して、それで対価を得るといいう世の中の仕組みになっているのですけれども、ですから板倉の場合を考えて、自分たちがあそこの田んぼで米をとって、自分たちがそれに対する投資ですから、それは多少高かろうが、それは安くなることにこしたことはないのですけれども、これは仕方ない世の中の仕組みであると思うのです。ですから、ただ私どもが思うのに、この長く続いた土地改良事業を町の方がという形で、確かに半減になって、職員も全然いなくなってしまって町の職員がやるということになれば別だと思うのですけれども、まだ邑耕の職員さんはおり

ますので、その辺の絡みというのが一番気になるところだったのです。

でも、今話を聞きまして、町の執行を三、四名にしてもらった中で仕事をさせて賃金を払うと。そういうことになるわけですが、ただ私ども先から何回も言っているのですけれども、一般の職員をずっとこれからもという形だと思えるのですけれども、採用しないという中で、その辺の先ほど来からこだわっているのですけれども、その辺うまくやっていただいて、この移管を進めていただけたらと、その方向に持っていただきたいというのが本音でございます。ただ、私ども思うのに、この話が昨年議会の方に出されたときに、議会としてももう少し議論をする時間が欲しかったなという考えがあります。このときに出されまして、何かすぐ採択をしまして、次の年度あたりから計画を1年で練って、それで移管だと。ただ、議会としてその辺の甘さもあったのかなという気がいたしております。いずれにしましても、採択しておりますので、自治体で一本化された話を町と相談の上でこれから移管にいかなくてはならないものと思っております。

何か聞くところによりますと、きのう邑耕の方では理事会が開かれまして、最終決定をするそうなので、町が考えている、課長が話をしたようなその話が実行に移されれば、進みも早くいくのかなという気がいたしております。そういうことで、この関係については懸案でもありますので、一本化されて、町移管がスムーズにいくことを望んでいます。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。消防関係でございますが、団員の活動における環境についてということで質問させていただきます。最近消防団員を取り巻く環境はさまざまですが、全国の消防団員のほぼ7割がサラリーマンである現在、事業所に勤める団員が消防活動に取り組みづらくなっているのが現状です。こうしたことから、板倉町では勤務先に対しまして消防団員が消防活動や消防訓練などに出やすくするために、町長名、また団長名で会社の方に便宜を図っていただきたい旨を伝えてあります。ですが、なかなか勤務先にとってそれを理解するという会社は少ないのが現状であります。この理解を求めするには、活動の意義を理解していただくことしかないと思います。ただ、企業の経営も営利を目的とした中で、消防と同様に一分一秒を争っています。そのため、社員である消防団員が勤務中に急に職場を離脱することを承知してもらうのは非常に難しいです。そこで、期待されるのは、消防庁で検討されている消防団員協力事業所の認定制度があります。

そこで、町長に伺いますが、町の建設事業者が指名競争入札に参画する格付基準で、従業員が消防団員であったり、災害時の応援に関する協定を締結したりする事業者の審査事項評点を加点する優遇措置の考えはありますか。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの関係ですが、町の建設工事にかかわる業者の格付については、客観数値といたしまして所属する社員数や技術者の人数、受注実績等によります経営審査事項の評点と、主観数値としての受注工事の取り組み、完成検査の評点の二つを合わせて格付を行っております。

近年入札制度の改革に伴いまして、業者の格付手法にも変化が見られるところでございます。群馬県においても、平成18年より主観数値の要件の中に優良技術者表彰の有無や除雪作業、ボランティアなどの地域貢献度等を追加し、評価点に加えているところでございます。

ご質問にあります消防団員のいる業者や災害協定を締結し、率先して復旧活動に携わることになる業者につきましては、町といたしましても地域の安全に十分貢献をしていただいていることと理解しており、こう

いった地域社会へ貢献している地域については企業としての評価を上げ、その努力に報いることも必要と考えております。そのほかにも企業としてISOの認証取得を行っている業者や、障害者雇用を率先して行っている業者、あるいはごみ拾いなど地域美化に努めている業者、除雪作業や災害発生時に率先して対応を図っている業者等いろいろな項目が挙げられますが、項目によっては地域柄というのもあるわけですので、全国一律に当てはめるものではございませんで、当町におきましてもどういった項目が業者格付評価に適しているかを今後十分検討しながら、これまでの評価方法に加えていくことを今後の課題として検討しなくてはならないと考えております。

確かに消防団の場合は、しかも身近なところにいる人の場合は途中で出勤しなくてはならないということもありますので、確かにその辺のことについては何らかの優遇措置というか、それは必要なのかなというふうに考えておりますが、いろんなことがございますので、もうちょっとこれは研究しなくてはならないかなとは思っております。

以上です。

○議長（古橋泰治君） 宇治川利夫君。

○4番（宇治川利夫君） 最近特に団員の確保という面では苦勞しているわけです。全国消防団でも100万人を割りまして、現在では93万人台の消防団員が全国にはおるといことですが、だんだんそういう中で団員が減っておりまして、国の方としては団員は100万人は確保したいのだと、基本として考えているところでございます。

そんな中、では減ったものをどうするのだということで女性消防団員の確保に向けた動きというのも地域によっては大事だと思います。幸い板倉町においては欠員が生じておりませんので、それを思いますと大変ありがたいことだなという気がするのですが、近い将来には全国の流れと同じ流れが出てくるのではないかなというふうに思っております。ですから、近場におるこういう会社に勤めておる若い青年の方とか、女性でも差し支えないと思いますが、その方が消防団に入りたいと言いましたら、やはり何らかの会社に対する優遇措置といいますが、そういうものをぜひ板倉町として考えていただきたい。

特に今年もそうだったのですけれども、ニュータウンの中にも消防団員の方はおるわけなのですけれども、やはり同じ地域で生活していますとその任務は、町長がいつも申しておりますように、自分の地域は自分たちで守るのだということで、ニュータウンの区長さん等はそういう考えに立っておるわけですが、なかなか若い人はまだそこまでいっていないというのが現状なのですが、たまたまニュータウンからも団員を出したいと、32区地域の行政区から。そういう話がある。区長さん方が中心になりまして、消防団も集まってくれという話がありまして、たまたま出向いていきまして話し合っ、あそこに4分団の分団長もおりますので、分団長の考えを聞いた中でニュータウンに対する人員の配置ですか、どうしたらいいかというようなことも伺ったのですが、やはりニュータウンにもぜひ欲しいのだということがありました。そのときその32区の区長さんからうちの行政区にもぜひ消防団員を出していきたいと、そんな話がありまして、たまたま話が終わった後、区長さんが行政区に帰ってその話を出してくれたときに、1人一応やってみたいという方がおったのですけれども、ただやっぱり話を聞いて具体的に消防団と話し合ってみたら、ちょっとやっぱり難しい。19年度4月からの入団はちょっとできないと、そんな話を受けました。やっぱりそういうのは、先ほど申したこの会社勤めのことやらいろんなことがあると思うのです。ですから、何回も申していますが、この

会社に対する優遇措置、この点ですか、そういうものは是が非でも早急につくっていただくことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一つ、消防の關係で質問を受けさせていただきましたが、18年度から各分署の新築が始まりました。昨年18年度明和町がということで明和町が新築し、間もなくこけら落としになるかと思うのですが、来年度、19年度が邑楽分署ということで、これも場所とそういうものも含まれているのです。20年度が板倉分署の新築移転というふうな話があります。この關係については、前のときも一般質問させていただいたのですが、その中で町長の答弁によりますと、1 12号線沿いを考えているというような話を伺いました。私の思うのに、板倉町が今財政改革を行っておる中で、やはりあそこの1 12号線沿いですと土地の取得、これをしないとできませんので、ちょっと私どもからすれば財政が本当に逼迫している中で、新しく求めるよりも今町が持っている土地を活用して、そこへ移築といひますが、移転した方がいいのではないかという考えを持っているのですが、町長はその考えについてはいかがでしょうか。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 確かに新しい用地を確保するということになりますと、最低でも3,000平米ぐらひは必要でありますから、金額的に考えてみましても結構大変な金額にはなるわけなのですが、ですから町の用地を使えばそれがゼロになりますので、そういう利点はあるのですけれども、ただ事消防に関しては火災であるとか、あるいは救急車、こういったものが一番ベターな場所はどこかということをやっぴり優先せざるを得ないのかなというそういう気がするのです。もちろんそれは財政も大変なのですけれども、事消防に関してはそういったものをある程度優先せざるを得ないのかなということがあるものですから、1 12号線ですか、その辺を考えたいというふうには思っているわけであります。

○議長（古橋泰治君） 宇治川利夫君。

○4番（宇治川利夫君） 確かにそういう火災あるいは救急の出動態勢を整えるというのは重要なことだと思ひます。ただ、私が思うのに、私が考えるのは新センター地区、あそこの土地の活用がまだ今のところ決定していないと思うのです。ですから、あの辺の土地をどうかという気もするのですけれども、新センター地区のあの土地については何かそういう障害といひますが、難しい面が出てきますか。

○議長（古橋泰治君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ですから、財政的なものを除けば、あそこのセンター地区と1 12号線沿いとどちらがやっぴり消防に関してはベターな場所かということ優先して考えていますから、こちらというふう考えたのですが、もちろんこちらの用地が完全に確保できるということでもございませぬから、万が一難しい場合にはやっぴりそちらを考えなくてはならないということもあるのですけれども、ただ向こうでちょっと心配されますのは、あいている区画があるわけですね、どこかその中から3,000平米とるわけです。残った土地の有効活用というのがどれだけ図れるのかなというそういう懸念はあることはあるのです。ちょっとそういう点は若干心配しています。

○議長（古橋泰治君） 宇治川利夫君。

○4番（宇治川利夫君） 20年度に一応建設ということですので、19年度中には用地確保あるいは設計ですね、それに入らないとおくれるかと思ひますので、その辺よく考慮した中で決定いただければと考えております。

町長さんの答弁ですと、確かに中心部といいますか、それになろうかと思うのですけれども、ただ私ども思うのに、町の土地開発公社が所有しておりますその用地、そこも考えていかななくてはならないかなというふうに思っておりますので、質問させていただきました。

時間が大分残ってしまっただけなのではございますけれども、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古橋泰治君） 以上で宇治川利夫君の一般質問が終了いたしました。

以上で一般質問の全部が終了いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（古橋泰治君） これをもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

あすの6日から8日は各常任委員会を開催し、予算事務調査を行います。また、12日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時18分）

---